

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和 8 年 1 0 月

宮 城 県 人 事 委 員 会



宮 人 委 第 1 4 0 号
令和 8 年 1 0 月 1 4 日

宮城県議会議長 佐々木 幸士 殿
宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

宮 城 県 人 事 委 員 会
委 員 長 佐 藤 達 哉

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 8 条、第 1 4 条及び第 2 6 条の規定により、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握し、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等に係る調査及び検討を行うとともに、併せて、人事管理及び公務運営の改善について検討を行った。

その結果は、次のとおりである。

I 給与

1 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和8年職員給与実態調査^{*}」を実施した。

その結果によると、職員の総数は20,241人（一般行政職員5,603人、警察官3,799人、教諭等10,254人、研究員等259人、医師・薬剤師等326人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は413,923円（うち平均給料月額366,145円）となり、全職員の平均年齢は40.9歳、平均経験年数は19.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は385,246円（うち平均給料月額

344,827円) となっている。

なお、総務省が実施した「令和7年地方公務員給与実態調査」によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレース方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、令和7年4月1日時点において100.1となっている。

※ 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第32項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の869事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、219事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く179事業所について、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,083人及び教員、研究員等の54職種738人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、住宅手当や国内異動における手当等の支給状況、再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、84.0%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(2) 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では

30.1%、高校卒では18.0%となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では88.5%、高校卒では85.5%となっている。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では11.5%、高校卒では14.5%、減額した事業所は大学卒、高校卒ともになかった。

(3) 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は75.0%で、ベースダウンを実施した事業所は0.8%となっている。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は94.7%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は39.1%、減額となっている事業所の割合は5.6%となっている。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「令和8年職員給与実態調査」及び「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は399,538円、職員給与が387,904円で、職員給与が民間給与を平均11,634円（3.00%）下回っていた。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から

本年 7 月までの 1 年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第 6 に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額¹の4.70月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給を0.05月分下回っていた。

4 物価及び生計費等

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月と比較し、仙台市は1.7%、全国では1.4%上昇している。

また、本委員会が、「家計調査」（総務省）を基礎として、仙台市における本年 4 月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で148,193円、3人世帯で170,918円、4人世帯で193,648円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年 4 月の有効求人倍率は、1.11倍（季節調整値）となっており、昨年 4 月と比べて0.1ポイント減少している。

5 人事院の給与に関する報告等の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対して、公務員人事管理について報告し、一般職の国家公務員の給与について報告・勧告するとともに、一般職の国家公務員の勤務時間及び休暇について勧告を行った。あわせて、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある～」
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

6 本委員会の見解

(1) 本年の改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きがみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を11,634円(3.00%)下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合(月数)を0.05月分下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

さらに、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に適用される基準給料月額についても、本年の人事院勧告で示された民間におけるフルタイム勤務再雇用の水準を踏まえた俸給表をもとに、引上げを行うこととした。

医師の初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じ、引上げを行うこととし、獣医師についても、医師に係る改定及び人材確保の観点を考慮し、引上げを行うこととした。

地域手当については、令和6年、給与制度のアップデートの一環として見直しに関する勧告等を行ったところであり、引下げを行う地域については、本年の人事院報告において示された令和9年度の級地別支給割合等を踏まえて措置することとした。

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行うこととした。

特定任期付職員の勤勉手当については、人事院勧告の内容に準じて見直すこととした。

転居に関する手当の新設については、民間における帰宅費用の支給状況について国と同じ傾向にあることなどを踏まえ、人事院勧告の内容に準じて新設することとした。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、初任給は、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、大学卒程度、高校卒程度ともに9,700円引上げを行う。

また、全ての号俸について引上げを行うとともに、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る改定を行う。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

あわせて、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行う。

これらの給料表の改定は、本年４月に遡って実施する。

イ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.70月とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げることとし、令和９年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう定める。

定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

ウ 初任給調整手当

人事院勧告の内容に準じて、医師の最高支給限度額を本年４月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師に係る改定等を考慮し、引き上げを行う。

エ 地域手当

令和９年４月１日からの支給割合は、次のとおりとする。

３級地（名古屋市） 12%

オ 宿日直手当

人事院勧告の内容に準じて、本年４月に遡って引き上げを行う。

カ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

人事院勧告の内容に準じて、人事委員会の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとし、令和９年４月１日から実施する。

キ 転居に関する手当の新設

人事院勧告の内容に準じて、単身赴任手当の見直し及び転居を伴う転勤を行っ

た職員を広く対象とする手当の新設を行う。

(3) 今後の課題

本年の人事院報告において、人事院は、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤をした全ての職員を対象とする総合的な手当を設け、給与上のインセンティブを向上させることを目指し、更に検討を進めるとした。

また、高度な政策の企画立案や調整等を行い各府省の政策決定等において中核的な役割を担っている本府省幹部職員等について、他の職員に先行して職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するとともに、任用及び勤務時間制度も見直し、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築するとし、令和9年夏に具体的な措置内容を報告するとした。

新たな給与体系の措置の骨格としては、本府省幹部職員等の給与について、ポストと給与が強く結び付く俸給表や、業績相当分と職責相当分とで構成される業績等手当などで構成するとともに、人材獲得競争の中で見劣りしない年間給与水準を確保するなどとした。

あわせて、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していくとした。

本委員会としては、これらの国家公務員における措置等の動向を十分注視し、他の都道府県の状況も踏まえながら、必要に応じ本県の給与制度の見直しについて検討していくとともに、本県における定年前再任用短時間勤務職員等の任用実態や民間企業における高齢層従業員の給与水準の状況などについて、引き続き把握に努めていくこととする。

また、産業教育の特殊性に基づき措置されている産業教育手当については、学校教育を取り巻く環境が大きく変化していることから、見直しを検討していく必要がある。

(4) 給特法等一部改正法関係

ア 主務教諭の設置に伴う措置

昨年6月に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）では、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正により、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るため、本年4月から新たな職として主務教諭を置くことができることとなった。

本委員会は、この改正を踏まえ、昨年の人事委員会報告において「国や他の都道府県の動向を注視するとともに、本県教育委員会の検討状況を踏まえて対応していく」とした。

本年8月、本県教育委員会において、令和9年4月から小学校、中学校、高等学校等に新たな職として主務教諭を配置する方針を決定したことから、本委員会は、当該職に係る職務・職責に応じた給与上の処遇を図るための検討を行った。

(7) 主務教諭の職務内容

主務教諭は、学校教育法において、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものとされている。

本県教育委員会においても、主務教諭の設置趣旨を「授業に加えて、すでに学校で行われている校務分掌のうち様々な調整業務を担っている教諭について、職と給料で処遇するとともに、校長が学校をより円滑に運営できるようにする。」とし、校務円滑に係る調整業務について、校務分掌の中核となる新たな職に担わせることにより、学校の指導・運営体制を強化したいとしている。

(4) 主務教諭の職に応じた処遇の考え方

給特法等一部改正法の背景である令和6年8月27日の中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」においては、「「新たな職」を創設することに伴い、職務給の原則に従って、一定の校務分掌の中核となる教師に適切な処遇を確保するため、教諭（2級）と主幹教諭（特2級）の間に給料表上、新たな級を創設する必要がある。」とされている。

本県教育委員会においても、主務教諭の職について、職務・職責に応じ、給与上、所要の措置が必要であるとしている。

(5) 措置すべき事項

主務教諭の職は、教諭や主幹教諭の職務とは異なっており、その職務と職責に応じた適切な処遇を図る観点から、本委員会としては、次のとおり取り扱うことが適当であるとする。

a 給料表

その職に見合った適切な処遇を図るため、教諭（２級）と主幹教諭（特２級）の級の間に級を設け、６級制とする必要がある。

b 諸手当

教諭と主幹教諭の間の処遇となるよう、必要な手当について所要の措置を講ずる必要がある。

イ 校長、副校長、教頭の給料月額への加算措置

教職調整額の対象とならない校長、副校長、教頭の給料月額への加算措置については、昨年の人事委員会勧告等において、「国の方針等を踏まえ、教職調整額の引上げと併せて措置を講ずる必要がある。」としており、令和９年１月１日から加算額を引き上げることとする。

Ⅱ 人事管理

１ 多様で有為な人材の確保

本県では、「新・宮城の将来ビジョン」において、宮城の将来像を実現するための県政運営の理念として掲げる「富県躍進」の下、頻発化・激甚化する自然災害や社会経済情勢の急激な変化等により、複雑化・多様化する行政課題に取り組んでいるところである。こうした課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを将来にわたって提供していくためには、その担い手となる多様で有為な人材を安定的に確保していくことが不可欠である。

しかしながら、生産年齢人口の減少や民間企業等における採用意欲の高まりを背景として、人材獲得競争は一層激しさを増している。本県においても、職員採用試験の申込者数は長期的に減少傾向にあり、とりわけ技術系職種を中心に申込者数が採用予定者数を下回る状況が続いているなど、人材確保は極めて重要かつ喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、有為な人材を幅広く確保する観点から、試

験制度の見直しを継続的に進めている。昨年度から、大学卒業程度試験の「総合土木」及び「森林」において、試験日程を前倒した「早期卒」を新たに設け、民間企業との併願者や社会人などが受験しやすいよう、民間企業の採用選考で多く用いられている基礎能力試験を導入しており、受験機会の拡大と人材の確保に一定の役割を果たしている。

さらに、本年度は、大学卒業程度試験の「総合土木」、「農業」、「森林」及び「畜産」において、受験対象年齢を引き下げ、大学3年生から受験できる「秋期卒」を新たに実施することとしている。

また、任命権者においては、昨年度から、本県を退職した職員を対象とする「みやぎカムバック採用」を実施するとともに、退職者との継続的なつながりを構築するアルムナイネットワークの運用を開始するなど、多様な経験を有する人材の確保に向けた取組を進めている。

今後も、本委員会では、採用試験の実施状況等を検証しながら、採用を取り巻く環境の変化や職種ごとの応募状況に応じ、試験制度の見直しを迅速に進めていく。また、任命権者においても、これらの取組の実施状況を検証し、多様な人材の確保に向けた取組を一層推進することが求められる。

応募者確保に向けた広報について、厳しい人材獲得競争が続く中、必要な人材を安定的に確保していくためには、採用広報を重要な採用戦略の一つとして位置付け、対象者に応じて効果的に展開することが重要である。本委員会では、オンラインによる業務説明会の開催、PR動画やSNS等を活用した情報発信に加え、民間企業主催の合同説明会等への参加や学校訪問、職場見学の機会の提供などの多様な手法を展開している。若年層の情報収集の実態や就業意識の変化を踏まえ、対象者が必要とする情報を分かりやすく届けるため、発信内容や手法の工夫を図りながら、引き続き積極的な情報発信に努めていく。

任命権者においては、インターンシップや職場見学、学校訪問等の機会を通じて、職員自身が仕事内容や仕事のやりがい、働き方、県職員として身に付けることができる知識や技能等を具体的に発信することが望まれる。さらに、人材確保の厳しい状況に強い危機感を持ち、人事担当者のみならず、全庁を挙げた学生向けの情報発信や若手職員との交流機会の充実など、対象者の関心やニーズを踏まえた公務の実態と魅力の発信に取り組む必要がある。また、取組の効果を検証し、継続的に改善を図るなど、

本県が働く場として選ばれるよう、採用戦略を一層強化していくことが求められる。

2 人材育成の推進と定着に向けた取組の充実

生産年齢人口の減少が進み、人材獲得競争が激化する中にあるのは、人材を確保するだけでなく、採用した職員が意欲的に職務に取り組み、能力を十分に発揮しながら成長し、継続して活躍できる環境を整備していくことが重要である。限られた人材で質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、組織全体のパフォーマンス向上につなげていかなければならない。

近年、行政課題は一層複雑化・多様化し、その内容も高度化しており、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展により行政運営の在り方が変化している。こうした環境変化に的確に対応していくためには、職員が主体的に学び続け、新たな知識や技能を習得できる学習環境を整備することが不可欠である。任命権者においては、職務やキャリア段階に応じた体系的な研修の充実を図るとともに、デジタル技術、データ活用、政策立案能力など、今後の行政運営に必要となる職員の能力向上を計画的に進めていく必要がある。

また、より効果的な政策形成や行政運営を進めていくためには、民間企業、大学、NPO、市町村等の多様な主体との連携・協働により、地域課題の解決に向けた共創を促進していくことが求められる。こうした主体との関わりを通じて得られる新たな知見や経験を公務に取り入れていくことが重要であり、職員の見識を深める人材育成、民間企業等との人材交流などの取組について、引き続き検討を進めていく必要がある。

あわせて、本県では、新卒採用者に加え、民間企業等での経験を有する職員など、多様な人材の採用を進めていることから、採用された全ての職員が早期に職場へ適応し、それぞれの能力を発揮できるよう、採用後の研修や職場における育成・支援体制を充実させることも重要である。加えて、若年層の職員が早い段階からマネジメントに関与する機会が増加している状況を踏まえ、マネジメントに関する役割を円滑に果たすための育成や支援を強化し、実務を通じた成長を着実に支えていく必要がある。

一方で、近年、自己都合退職者が増加傾向にある中、行政サービスを維持・向上させていくためには、組織を担う人材の流出を防ぐことが急務である。このため、任命権者においては、職員エンゲージメント調査を実施し、働きがいや職場環境に関する課題の把握を進めている。今後は、調査結果を踏まえ、優先して取り組むべき課題や

改善策の方向性を明確にするとともに、職員が安心して能力を発揮できる職場環境づくりを着実に進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、前回の改定から年数が経過した「みやぎ人財育成基本方針」については、総務省の「人材育成・確保基本方針策定指針」等も参考にしながら、人材育成に加え、人材確保や職場環境の整備を含めた総合的な人材戦略として速やかに見直しを進めることが求められる。

任命権者においては、これらの取組を着実に進め、職員が自らの成長を実感し、能力を最大限発揮できる職場環境を整備することにより、職員の意欲と組織力の向上を図り、人材の定着につなげていく必要がある。

3 多様な人材が能力を発揮できる組織の実現と女性の活躍推進

多様な人材が知識や経験を活かし、能力を最大限に発揮することで組織全体の活力と創造性を高めていくためには、性別や世代、障害の有無など、様々な個性が尊重され、個々の事情に配慮されるとともに、それぞれの力を互いに活かし合い、全ての職員が活躍できる魅力ある組織を実現していくことが重要である。また、そのような組織の実現は、人材の確保・育成・定着を一体的に進める上でも不可欠である。

女性の活躍推進については、任命権者において特定事業主行動計画に基づき、女性職員の登用拡大、キャリア形成支援、幅広い職務経験を積む機会の確保、子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援などの取組が進められている。今後も、性別による固定的な役割意識や無意識の思い込みにとらわれず、意欲と能力のある職員が活躍できる環境を整備していく必要がある。

障害者雇用については、本年6月時点で、各任命権者ともに法定雇用率を上回ったものの、7月に法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、一層の雇用推進が求められる。任命権者においては、引き続き、障害者活躍推進計画に基づき、意欲と能力を有する障害者の雇用の確保に努めるとともに、障害特性に応じた合理的配慮の提供や、能力開発の機会の確保などを通じて、障害のある職員にとって働きやすい職場環境の整備や、その能力や適性を最大限発揮できる職域・業務の検討などの取組をより一層進めていくことが重要である。

定年の段階的引上げに伴い、60歳を超える職員が職員構成に占める割合は今後更に高まっていくことが見込まれる。高齢期職員には、長年培ってきた豊富な知識や経験

を活かし、後進の育成も含め、幅広い場面でその能力を遺憾なく発揮していくことが期待される。職員が引き続きモチベーションを維持し、活躍していくためには、更なるスキルアップやリスキリングの機会の充実が求められる。また、高齢期職員の働き方の選択肢が広がっていることから、制度や取組の周知を進め、個々の事情に応じた働き方を選択できるよう環境を整備するとともに、各制度を本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

4 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員の能力や意欲を引き出し、活力ある公務組織の実現や効率的で質の高い行政運営を推進する上で、極めて重要な仕組みである。職員の能力・実績を公正かつ適正に評価し、その結果を人事配置や昇任管理、給与、人材育成等に適切に反映することは、職員の士気を高め、多様な人材の活躍を促すとともに、組織力の向上を図る上で不可欠である。

先に述べたとおり、国においては、激しい人材獲得競争が続く中、優秀な人材の確保・定着に向け、本府省の幹部職員等を対象として、職務・職責をより重視した給与体系や、能力・実績に応じた人事運用など、新たな人事制度の骨格が示されたところである。また、その他の職員についても、年齢にかかわらず、能力・実績や職務上の役割等が処遇に一層反映されるよう制度の見直しを進めることとされており、こうした国の動向について、引き続き注視していく必要がある。

人事評価のプロセスは、職員一人一人が自らの強みや課題を認識し、自律的なキャリア開発を進める契機となるほか、管理職員のマネジメント能力の向上にもつながるなど、人材育成を進める上で重要な役割を有している。

任命権者においては、人事評価制度の公正かつ適正な運用に努めるとともに、管理職員の評価能力とマネジメント能力の向上に向けた研修や、評価に関する相談・支援体制の充実を図り、能力・実績に基づく人事管理を着実に推進していく必要がある。

Ⅲ 公務運営の改善

1 長時間勤務の是正

職員の長時間勤務は、健康確保、公務能率の維持・向上、ワーク・ライフ・バランスの実現及び人材確保の観点から、大きな課題であり、これまでも本委員会では、各

任命権者に対しその是正に向けた取組を求めてきたところである。

本委員会の調査では、令和7年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均17.8時間で、令和6年度に比べて0.6時間増加しており、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合は0.5%で、令和6年度に比べて0.1ポイント増加した。また、他律的業務の比重が高い所属（年間上限720時間）では2.0%、その他の所属（年間上限360時間）では7.0%の職員が年間上限時間を超えて時間外勤務を行っている状況にある。

長時間にわたる時間外勤務は、職員の心身の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるとともに、公務能率の低下にもつながることから、任命権者においては、上限規制の趣旨を十分に踏まえ、時間外勤務の要因を的確に分析し、その結果に基づく改善措置を講ずるとともに、当該措置の実効性を検証しながら業務の見直しを継続し、その縮減に取り組む必要がある。

また、教育職員については、時間外勤務を命じることができるいわゆる「超勤4項目」に該当する業務以外の業務を含めて、外形的に把握可能な「在校等時間」により勤務時間の管理を行うこととされており、その勤務実態を踏まえた長時間勤務の改善が引き続き課題となっている。

教育委員会においては、これまでICカードによる客観的な勤務時間管理や支援スタッフの配置等により、教育職員の負担軽減に取り組んできたところであるが、県立学校の教育職員のうち正規の勤務時間を除く在校等時間が月80時間を超えたことのある者の令和7年度における割合は、教育委員会の調査によれば全体の18.8%に上っている。

このような中、教育委員会では、本年3月に改定した「宮城県教育職員の働き方改革に関する取組方針」に基づき、業務分担の見直しや業務の適正化、勤務環境の整備等を進めることとしている。

長時間勤務の是正は、教育職員の心身の健康を守ることはもとより、質の高い教育を維持し、将来の担い手を確保・定着させるためにも不可欠であることから、同方針に基づく取組を着実に推進し、その実効性を高めていく必要がある。

本委員会としても、取組方針の実施状況を含め、教育職員の勤務実態等について適切に把握し、その結果を踏まえ、必要な指導・助言を行うなど、教育委員会との連携を図っていく。

2 健康管理対策の推進

職員の心身の健康の保持増進は、公務能率の維持・向上はもとより、働きやすい職場環境の実現や人材の確保・定着の観点からも重要である。任命権者においては、職員が心身ともに健康で意欲を持って職務に取り組むことができる職場環境づくりを、引き続き推進していく必要がある。

そのうち、メンタルヘルス対策については、任命権者において、実態把握・疾病予防（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰・再発防止（三次予防）の各段階に応じた取組を総合的に進めているところである。

しかしながら、令和7年度における精神疾患による病気休暇取得者数は、令和6年度と同程度となっており、引き続き職員の心の健康保持に十分な配慮を行う必要がある。特に、健康不安を抱える職員に対しては、早期発見・早期対応を基本として、適切な支援を継続していくことが重要である。

知事部局では、精神疾患による休職から復職する職員を対象としてリワークプログラムを導入するとともに、復職後も継続的な面談を実施するなど、円滑な職場復帰及び職場定着に向けた支援に取り組んでいるところである。病気休職者の職場復帰と再発防止は重要な課題であることから、今後も復職支援体制の充実を図っていくことが求められる。

また、長時間勤務を行った職員の健康保持に当たっては、医師による面接指導とその意見に基づく適切な事後措置が重要である。教育委員会においては、本年度から長時間勤務を行った職員に対する医師による面接指導体制の拡充が図られたところであり、引き続き対象職員が面接指導を確実に受けられる環境整備を進めていく必要がある。

心身の健康を維持するためには、適切な休養を確保することも重要である。近年、職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数は増加傾向にあるものの、依然として十分な取得に至っていない職員も見受けられる。任命権者においては、職員が計画的に休暇を取得し、適切な休養を確保できるよう、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

本年の人事院報告においては、代休日の指定等の見直しについて言及されたところであり、職員の健康福祉の増進を図る観点から、本県においても、見直しについて検

討していく必要がある。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の改正により、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意することが明記された。知事部局が実施した職員アンケートにおいても、性別や年齢に応じた健康課題に関する理解促進や情報提供、体調や家庭環境に配慮しながら職員同士が支え合う職場風土の醸成を求める意見が多く見られたところである。任命権者においては、これらを踏まえ、女性特有の健康課題に対する理解促進を図るとともに、性別や年齢を問わず、全ての職員が必要な配慮を受けながら安心して能力を発揮できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

職員の健康管理を効果的に進めていくためには、個々の健康課題への対応に加え、組織全体として健康の保持増進に取り組む視点が重要である。知事部局において進められている健康経営優良法人の認定取得に向けた取組は、職員の健康保持増進や長時間勤務の是正、メンタルヘルス対策及びワーク・ライフ・バランスの推進などを組織的に進める契機となるものであり、働きやすい職場環境の整備や人材の確保・定着にも資することが期待される。

3 勤務環境の整備と仕事と生活の両立支援

行政ニーズが複雑化・多様化する中、限られた人員で質の高い行政サービスを提供していくためには、業務の効率化と生産性の向上を図るとともに、職員一人一人が意欲とやりがいを持って働くことのできる勤務環境を整備していく必要がある。

任命権者においては、「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン」に基づき、生成AIをはじめとするデジタル技術の活用による業務の効率化や生産性向上を図るとともに、職員エンゲージメント調査の活用等を通じた働きやすい職場環境の整備や組織マネジメントの向上に取り組んでいるところである。

これらの取組は、人材の確保・定着や組織活力の向上にも資する重要な取組であり、その効果を十分に発揮できるよう着実に推進していく必要がある。

また、近年課題となっているカスタマー・ハラスメントについては、任命権者において要綱及び対応マニュアルが整備されたところである。今後は、所属長の適切なマネジメントの下、組織的かつ適切な対応を徹底していく必要がある。

仕事と生活の両立支援については、職員がそれぞれの家庭状況やライフステージに

応じて制度を適切に活用できるよう、制度の周知と利用しやすい環境づくりを進めていくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護等に関する各種制度の整備・拡充のほか、職員に対する意識啓発に取り組み、仕事と生活を両立しながら働き続けられる環境整備を進めてきたところである。今後も、職員の仕事と生活の両立や育児への参画を支援する観点から、利用しやすい制度となるよう必要な見直しを進めていくことが望まれる。

本年の人事院報告においては、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとして、育児や介護等の事情の有無にかかわらず利用できる無給休暇の新設について言及されたところである。個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく観点から、本県においても検討していく必要がある。

4 服務規律の確保徹底とハラスメント根絶に向けた取組の強化

服務規律の確保とハラスメントの根絶は、県民からの信頼を確保するとともに、職員が安心して能力を発揮できる職場環境の実現や人材の確保・定着にもつながる重要な課題である。

職員は、県民全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持ち、公務に対する県民の信頼を損なうことのないよう職務を遂行することが求められている。

しかしながら、令和7年度においても、飲酒運転、ハラスメント、徴収金の私的流用等により、県全体で17人の職員が懲戒処分を受けており、公務員としての信用を著しく失墜させる事案が依然として発生している。

こうした不祥事は、公務全体に対する県民の信頼を損なうものであり、その影響は極めて大きい。任命権者においては、公務員としての信用を著しく失墜させる事案が依然として発生している状況を重く受け止め、法令遵守の徹底と倫理意識の向上に改めて取り組むとともに、組織一丸となって不祥事の根絶に向けた取組を一層強化していく必要がある。

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つける許されない行為であり、職員の能力発揮を阻害するとともに、公務能率の低下や職場環境の悪化を招く重大な問題である。

任命権者においては、研修や意識啓発、相談体制の整備等に取り組んできたところであるが、ハラスメントは上司と部下の間だけでなく、同僚間など様々な場面で生じ

得るものであり、誰もが当事者となり得る問題であることを改めて認識する必要がある。

そのため、職員一人一人の意識向上を図るとともに、相談しやすい環境づくりや相談体制の充実を進め、ハラスメントの未然防止及び早期対応に向けた取組を一層強化していく必要がある。

IV 実施の要請

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員に適正な処遇を確保しようとするものである。

このため、本年は、別紙第2のとおり職員の給与について勧告を行う。

本格的な人口の減少局面において、地域経済・社会の持続性の確保、多発化する自然災害への対応など、複雑化・多様化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。

このような状況の中、民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて職員に対し適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるものであり、公務員給与に対する県民の信頼を確保するとともに、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

ついては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区 分 給料表	職 員 数	平 均 年 齢	平 均 経 年 験 数	職 員 1 人 当 たり 給 与 月 額	左 の う ち 給 料 月 額
行 政 職	5,603 ^人	40.8 ^歳	19.9 ^年	385,246 ^円	344,827 ^円
公 安 職	3,799	37.9	17.0	399,941	360,593
教育職（高校等）	4,086	44.2	21.8	451,735	392,252
教育職（中・小）	6,168	40.4	18.1	423,395	371,627
研 究 職	259	43.8	21.2	416,801	372,644
医 療 職（医師等）	19	39.8	17.0	857,093	467,553
医 療 職（薬剤師等）	209	41.9	19.3	395,203	357,536
医 療 職（保健師等）	98	39.2	16.6	369,636	348,086
全 職 種（A）	20,241	40.9	19.2	413,923	366,145
令和7年4月（B）	20,453	41.0	19.0	400,397	355,167
増減（A）－（B）	△ 212 [△ 1.0]	△ 0.1	0.2	13,526 [3.4]	10,978 [3.1]

（注）1 「職員1人当たり給与月額」欄は、令和8年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。

2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、令和7年4月と対比した増減率である。

3 地方公務員法第22条の4第1項等の規定により採用された職員（定年前提任用短時間勤務職員）等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴		企業規模	項 目	新規学卒者の採用あり			新規学卒者の採用なし
				初任給の改定状況			
				増額	据置き	減額	
大学卒	計		30.1	(88.5)	(11.5)	(0.0)	69.9
	500人以上		25.7	(83.3)	(16.7)	(0.0)	74.3
	100人以上500人未満		36.5	(93.8)	(6.2)	(0.0)	63.5
高校卒	計		18.0	(85.5)	(14.5)	(0.0)	82.0
	500人以上		16.5	(90.7)	(9.3)	(0.0)	83.5
	100人以上500人未満		20.2	(79.2)	(20.8)	(0.0)	79.8

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：％)

役職段階	項 目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係 員		75.0	3.3	0.8	20.9
課 長 級		68.2	3.4	0.0	28.3

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中 止	
			増額	減額	変化なし		
係 員	94.7	94.7	39.1	5.6	50.0	0.0	5.3
課長級	86.5	86.1	34.4	5.8	46.0	0.4	13.5

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与（A）	県職員給与（B）	較差（A）－（B）
399,538円	387,904円	11,634円（3.00％）

（注）民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員
項 目		
平均所定内給与月額	下半期(A1)	404,711円
	上半期(A2)	409,297円
特別給の支給額	下半期(B1)	920,692円
	上半期(B2)	992,937円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.27月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2.43月分
年 間 の 支 給 割 合		4.70月分

〔備考〕県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.65月である。

（注）下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

I 令和 8 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 8 年12月期の支給割合

a b 以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年

前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.725月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.525月分)とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.625月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.625月分)とすること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を418,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

(ウ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を55,100円とすること。

ウ 地域手当

地域手当の支給割合を、次の表に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

地域の区分		割合
1 級地	東京都千代田区	100分の20
2 級地	大阪市	100分の16
3 級地	名古屋市	100分の12
4 級地	仙台市	100分の5.5
5 級地	多賀城市	100分の2
6 級地	仙台市及び多賀城市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

エ 単身赴任手当

カの改定に伴い、単身赴任手当の加算額を廃止すること。

オ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、医師又は歯科医

師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は8,000円とすること。

カ 転居に関する手当

(ア) 新たに転居に関する手当を設け、職員が公署を異にする異動等に伴って住居を移転した場合において、当該異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離（単身赴任手当を支給される職員にあつては、当該異動等後の職員の住居と配偶者の住居との間の距離）が人事委員会規則で定める距離以上であり、異動等前の職員の住居から異動等後の公署に通勤することが困難であることなどの人事委員会規則で定める要件を満たすときは、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から3年間（単身赴任手当を支給される職員にあつては、人事委員会規則で定める期間）、当該職員に対し支給すること。

(イ) 転居に関する手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額とすること。

a b以外の職員

43,000円を超えない範囲内で異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

b 単身赴任手当を支給される職員

105,000円を超えない範囲内で職員の住居と配偶者の住居との間の距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

(ウ) 転居に関する手当を支給されている職員が異動等に伴う住居の移転をした場合等には、当該手当の支給は、当該異動等をした日の属する月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）で終わるものとする。この場合において、引き続き手当を支給することが適当である場合には、人事委員会規則で定めるところにより手当を支給するものとする。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、転居に関する手当の支給に関し、所要の措置を講ずること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

Ⅱ 教育職員の給与に係る関係条例の改正

1 主務教諭の設置に係る関係条例の改正

(1) 職員の給与に関する条例の改正

ア 給料表

Iの1の(1)及びⅡの2による改定後の教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)を、別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

イ 諸手当

義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給対象とすること。

(2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の改正

教職調整額の支給対象とすること。

(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の改正

ア 教員特殊業務手当の支給対象とすること。

イ 教育業務連絡指導手当の支給対象とすること（その職務が困難であるとして人事委員会規則で定める主任等の職務を担当する主務教諭に限る。）。

2 校長、副校長、教頭の給料月額への加算措置に係る職員の給与に関する条例の改正

(1) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、教育職給料表(1)の額に15,400円を、同じく4級である職員は、7,700円をそれぞれ加算すること。

(2) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、教育職給料表(2)の額に15,600円を、同じく4級である職員は、8,100円をそれぞれ加算すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のアの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和8年12月1日から、Ⅱの2については令和9年1月1日から、Ⅰの1の(2)のアの(イ)、ウ、2の(2)のイ及びウ、3の(2)のイ並びにⅡの1については令和9年4月1日から、Ⅰの1の(2)のエ及びカについては、地方自治法改正後速やかに実施すること。

2 経過措置等

(1) 単身赴任手当の加算額の支給に関する経過措置

Ⅰの1の(2)のエの改定に伴い、単身赴任手当の加算額の支給に関し所要の措置を

講ずること。

(2) 転居に関する手当の支給に関する経過措置

I の 1 の (2) のカの改定に伴い、転居に関する手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(1) 及び (2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,100	253,600	288,600	323,300	347,200	382,500	437,800	490,600	546,000	589,400
	2	208,200	255,000	289,600	324,900	349,100	384,200	439,800	495,900	552,800	596,500
	3	209,400	256,300	290,600	326,200	351,000	385,800	441,700	500,900	558,000	602,500
	4	210,500	257,800	291,600	327,600	352,700	387,400	443,500	505,500	562,200	607,300
	5	211,600	259,200	292,600	329,100	354,400	389,000	445,300	509,600	565,600	611,400
	6	213,300	260,600	293,600	330,200	356,100	390,900	447,100	513,000	568,800	614,300
	7	215,000	262,000	294,600	331,300	357,800	392,400	448,900	515,900	571,800	616,700
	8	216,600	263,400	295,600	332,600	359,400	394,000	450,700	518,500	574,300	618,600
	9	218,100	264,800	296,600	333,800	361,000	395,300	452,300	520,500	576,300	
	10	219,800	266,000	297,600	335,400	362,700	396,900	453,900			
	11	221,400	267,300	298,600	337,100	364,500	398,500	455,400			
	12	223,000	268,700	299,600	338,800	366,100	400,100	456,900			
	13	224,500	269,900	300,600	340,300	367,600	402,000	458,400			
	14	226,300	271,100	301,900	341,900	369,200	403,900	459,700			
	15	228,000	272,300	303,300	343,600	370,800	405,800	461,000			
	16	229,700	273,500	304,500	345,200	372,300	407,600	462,200			
	17	230,800	274,700	305,900	346,700	373,700	409,200	463,400			
	18	232,400	275,800	307,200	348,400	375,500	411,000	464,700			
	19	234,000	276,900	308,500	350,200	377,100	412,700	466,000			
	20	235,500	278,000	309,700	351,800	378,700	414,300	467,300			
	21	237,000	278,900	310,800	353,300	379,800	416,000	468,500			
	22	238,700	279,900	312,100	355,000	381,300	417,400	469,300			
	23	240,300	280,900	313,300	356,600	382,800	418,800	470,100			
	24	241,900	281,900	314,600	358,200	384,300	420,200	470,900			
	25	243,500	283,000	316,000	359,300	386,000	421,600	471,500			
	26	245,200	283,900	317,000	361,200	387,800	422,900	472,100			
	27	246,500	284,700	318,100	363,000	389,400	424,100	472,700			
	28	247,800	285,600	319,200	364,600	391,100	425,100	473,300			
	29	249,100	286,500	320,400	366,100	392,700	426,200	474,000			
	30	250,200	287,300	321,600	367,700	394,000	427,400	474,800			
	31	251,400	288,100	322,800	369,300	395,200	428,500	475,200			
	32	252,500	288,800	324,000	370,900	396,600	429,600	475,900			
	33	253,600	289,600	325,200	372,600	397,800	430,300	476,400			
	34	254,500	290,400	326,500	374,400	398,700	431,000	476,800			
	35	255,400	291,200	327,900	376,200	399,700	431,600	477,200			
	36	256,500	291,800	329,200	378,100	400,700	432,300	477,600			
	37	257,500	292,500	330,600	379,600	401,400	432,900	478,100			
	38	258,400	293,300	331,900	381,000	402,300	433,500	478,400			
	39	259,300	294,100	333,300	382,400	403,200	434,000	478,700			
	40	260,100	294,800	334,600	383,800	404,000	434,400	479,000			

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	41	260,700	295,500	335,800	385,300	404,700	434,800	479,300				
	42	261,500	296,300	337,000	386,100	405,500	435,000	479,600				
	43	262,000	297,000	338,200	387,100	406,400	435,300	479,900				
	44	262,600	297,700	339,300	388,100	407,100	435,600	480,200				
	45	263,300	298,500	340,100	389,000	407,800	436,000	480,600				
	46	263,900	299,100	341,400	390,100	408,500	436,300					
	47	264,500	299,800	342,600	391,100	409,200	436,600					
	48	265,100	300,400	343,900	392,100	409,900	436,900					
	49	265,500	301,300	345,000	393,000	410,400	437,100					
	50	266,100	301,700	346,300	393,700	411,000	437,400					
	51	266,700	302,500	347,500	394,400	411,600	437,600					
	52	267,200	303,200	348,800	395,000	412,300	437,900					
	53	267,700	303,700	350,100	395,400	412,700	438,100					
	54	268,100	304,400	351,000	396,000	413,300	438,400					
	55	268,400	305,100	352,100	396,600	413,900	438,700					
	56	268,800	305,800	353,200	397,300	414,400	439,000					
	57	269,000	306,400	353,900	397,600	414,800	439,200					
	58	269,300	307,100	354,800	398,300	415,400	439,500					
	59	269,600	307,700	355,500	399,000	416,000	439,800					
	60	269,900	308,400	356,300	399,600	416,500	440,000					
	61	270,200	308,900	357,100	399,900	416,900	440,200					
	62	270,500	309,500	357,500	400,400	417,400	440,500					
	63	270,800	310,000	358,000	401,000	417,900	440,800					
	64	271,100	310,400	358,700	401,600	418,500	441,000					
	65	271,400	310,900	359,500	401,900	418,800	441,200					
	66	271,700	311,400	360,200	402,500	419,200	441,500					
	67	272,000	311,800	361,000	403,200	419,500	441,800					
	68	272,300	312,300	361,600	403,800	420,000	442,000					
	69	272,600	312,700	362,100	404,200	420,300	442,200					
	70	272,900	313,200	362,700	404,800	420,600	442,500					
	71	273,300	313,600	363,200	405,400	420,900	442,800					
	72	273,600	314,100	363,800	405,900	421,100	443,000					
	73	273,900	314,700	364,100	406,400	421,300	443,200					
	74	274,200	315,000	364,600	407,000	421,600						
	75	274,500	315,300	364,900	407,400	421,900						
	76	274,800	315,500	365,300	407,700	422,100						
	77	275,100	315,700	365,700	408,100	422,300						
	78	275,400	316,000	366,200	408,600	422,600						
	79	275,700	316,200	366,700	409,000	422,900						
	80	276,100	316,500	367,200	409,400	423,100						
	81	276,400	316,700	367,500	409,800	423,300						
	82	276,600	316,900	367,900	410,300	423,600						
	83	276,800	317,200	368,300	410,700	423,900						
	84	277,200	317,400	368,700	411,100	424,100						

	85	277,500	317,700	369,000	411,400	424,300					
	86	277,800	318,000	369,400	411,900						
	87	278,100	318,300	369,800	412,300						
	88	278,400	318,600	370,200	412,700						
	89	278,700	318,900	370,400	413,000						
	90	279,000	319,200	370,800	413,500						
	91	279,300	319,500	371,200	413,900						
	92	279,600	319,800	371,500	414,300						
	93	280,000	320,000	371,700	414,600						
	94		320,200	372,100							
	95		320,600	372,500							
	96		320,900	372,800							
	97		321,100	373,100							
	98		321,400	373,500							
	99		321,700	373,900							
	100		322,100	374,400							
	101		322,300	374,800							
	102		322,600	375,200							
	103		322,900	375,600							
	104		323,200	376,000							
	105		323,400	376,500							
	106		323,700	376,900							
	107		324,000	377,200							
	108		324,300	377,500							
	109		324,500	377,900							
	110		324,800								
	111		325,200								
	112		325,500								
	113		325,700								
	114		325,900								
	115		326,200								
	116		326,600								
	117		326,800								
	118		327,000								
	119		327,300								
	120		327,600								
	121		327,900								
	122		328,100								
	123		328,400								
	124		328,800								
	125		329,100								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		220,600	249,700	294,900	317,500	334,400	362,500	408,800	446,100	503,800	591,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	238,300	259,800	283,000	322,200	359,200	381,800	413,900	450,900	499,000
	2	240,800	262,000	284,900	323,200	360,700	383,600	415,600	452,500	505,100
	3	243,300	264,200	287,000	324,100	362,100	385,300	417,200	454,000	510,000
	4	245,700	266,500	289,100	325,000	363,600	387,000	418,900	455,600	514,300
	5	248,000	268,700	291,200	325,600	365,200	388,600	420,400	457,000	518,300
	6	250,400	270,700	292,500	326,300	366,700	390,400	422,000	458,600	521,700
	7	252,800	272,700	293,800	326,900	368,100	392,100	423,600	460,000	524,700
	8	255,100	274,500	295,100	327,600	369,500	393,700	425,200	461,400	527,200
	9	257,300	276,300	296,400	328,200	370,900	395,300	426,700	462,600	529,400
	10	259,400	278,000	297,700	328,900	372,500	396,900	428,400	464,000	
	11	261,500	279,800	298,900	329,600	374,300	398,500	430,000	465,500	
	12	263,500	281,200	300,100	330,200	375,900	400,100	431,600	467,000	
	13	265,500	282,600	301,300	330,900	377,300	401,700	433,100	468,400	
	14	267,500	284,400	302,300	331,600	378,900	403,400	435,100	470,100	
	15	269,500	285,700	303,300	332,300	380,500	405,000	437,100	471,700	
	16	271,100	287,100	304,700	333,100	382,000	406,600	439,100	473,300	
	17	272,700	288,500	305,800	333,800	383,600	408,000	440,700	474,700	
	18	274,200	289,700	307,000	334,600	385,200	409,600	442,400	476,400	
	19	275,700	291,000	308,100	335,600	386,800	411,200	444,000	478,100	
	20	277,200	292,100	309,200	336,400	388,300	412,800	445,700	479,700	
	21	278,800	293,400	310,400	337,300	389,900	414,200	447,300	481,100	
	22	280,300	294,500	311,000	338,400	391,500	415,900	448,800	481,800	
	23	281,800	295,700	311,500	339,800	393,100	417,600	450,300	482,600	
	24	283,400	296,800	312,100	341,100	394,700	419,300	451,700	483,300	
	25	284,800	298,100	312,500	342,400	396,100	421,000	453,000	483,700	
	26	286,000	299,400	313,100	343,900	397,800	423,000	454,500	484,200	
	27	287,200	300,600	313,600	345,300	399,500	425,000	456,000	484,800	
	28	288,400	301,800	314,100	346,400	401,000	426,900	457,400	485,400	
	29	289,600	302,700	314,500	347,300	402,700	428,600	458,900	486,000	
	30	290,700	303,700	315,100	348,600	404,300	430,000	460,200	486,700	
	31	291,800	304,800	315,600	349,700	405,900	431,100	461,400	487,200	
	32	293,000	305,900	316,100	350,800	407,500	432,400	462,600	487,700	
	33	294,300	307,200	316,600	352,000	409,300	433,500	463,600	488,200	
	34	295,600	307,700	317,200	353,300	411,300	434,600	464,300	488,500	
	35	296,800	308,300	317,600	354,500	413,300	435,600	465,000	488,800	
	36	298,100	308,900	318,100	355,700	415,300	436,600	465,700	489,200	
	37	299,000	309,300	318,600	356,800	417,000	437,800	466,200	489,500	
	38	300,000	309,900	319,200	358,000	418,700	438,800	466,600	489,700	
	39	301,100	310,500	319,800	359,300	420,200	439,900	467,100	490,000	
	40	302,200	311,000	320,300	360,500	421,700	441,000	467,400	490,200	
	41	303,400	311,400	320,900	361,700	423,000	442,200	467,700	490,500	
	42	304,000	312,000	321,600	362,800	424,000	443,000	468,000	490,700	
	43	304,600	312,600	322,300	364,100	425,000	443,800	468,300	490,900	
	44	305,100	313,200	322,900	365,300	426,000	444,400	468,600	491,100	
	45	305,500	313,500	323,500	366,500	427,000	444,900	468,800	491,500	
	46	306,100	314,000	324,300	367,800	428,100	445,600	469,100		
	47	306,600	314,500	325,100	369,000	429,200	446,300	469,400		
	48	307,100	315,000	325,800	370,200	430,300	446,900	469,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	307,500	315,500	326,600	371,500	431,600	447,600	469,900		
	50	308,000	316,000	327,600	372,800	432,400	448,000	470,200		
	51	308,500	316,600	328,600	374,000	433,200	448,600	470,500		
	52	309,000	317,100	329,600	375,400	433,800	449,200	470,800		
	53	309,500	317,700	330,700	376,300	434,300	449,600	471,000		
	54	310,100	318,300	331,800	377,600	435,000	450,000	471,300		
	55	310,500	319,000	332,800	378,800	435,600	450,500	471,600		
	56	310,900	319,700	333,900	380,000	436,400	451,000	471,900		
	57	311,500	320,300	335,000	381,100	436,700	451,600	472,100		
	58	311,900	321,100	336,100	382,300	437,400	452,100	472,400		
	59	312,400	321,900	337,200	383,700	438,100	452,500	472,700		
	60	312,800	322,600	338,400	385,200	438,600	452,900	472,900		
	61	313,400	323,400	339,200	386,600	439,000	453,300	473,100		
	62	313,700	324,200	340,400	388,100	439,400	453,600	473,400		
	63	314,200	325,000	341,500	389,600	439,900	453,900	473,700		
	64	314,600	325,900	342,600	391,000	440,400	454,200	474,000		
	65	315,100	326,700	343,700	392,200	440,900	454,500	474,200		
	66	315,600	327,500	344,800	393,700	441,300	454,800	474,500		
	67	316,000	328,300	345,900	395,000	441,800	455,100	474,800		
	68	316,400	329,100	347,200	396,400	442,300	455,300	475,100		
	69	316,900	330,000	348,200	397,500	442,800	455,500	475,300		
	70	317,300	331,000	349,300	398,700	443,300	455,800	475,600		
	71	317,700	331,900	350,500	399,900	443,900	456,000	475,900		
	72	318,200	332,800	351,700	401,100	444,400	456,200	476,200		
	73	318,700	333,500	352,800	402,400	444,800	456,400	476,400		
	74	319,300	334,400	353,700	403,600	445,400	456,700			
	75	319,900	335,300	355,000	404,800	445,900	457,000			
	76	320,300	336,100	356,300	405,900	446,100	457,200			
	77	320,800	336,700	357,600	407,100	446,400	457,400			
	78	321,300	337,700	359,000	408,300	446,900	457,700			
	79	321,900	338,600	360,400	409,400	447,200	458,000			
	80	322,500	339,600	361,800	410,600	447,500	458,200			
	81	323,000	340,500	363,200	411,700	447,800	458,400			
	82	323,500	341,400	364,900	412,300	448,200	458,700			
	83	324,300	342,400	366,300	412,800	448,600	459,000			
	84	324,900	343,400	367,800	413,300	449,000	459,200			
	85	325,500	344,300	369,200	413,900	449,300	459,400			
	86	326,100	345,300	370,700	414,500	449,700				
	87	326,800	346,300	372,200	415,100	450,100				
	88	327,500	347,300	373,600	415,700	450,500				
	89	328,200	348,300	374,900	416,000	450,800				
	90	328,800	349,500	376,100	416,500	451,200				
	91	329,600	350,700	377,400	417,000	451,600				
	92	330,300	351,900	378,700	417,500	452,000				
	93	330,800	353,100	380,000	417,900	452,300				
	94	331,500	354,400	381,500	418,300					
	95	332,400	355,600	383,000	418,800					
	96	333,200	356,800	384,400	419,300					
	97	333,900	358,000	385,700	419,700					
	98	334,700	359,300	386,900	420,200					
	99	335,500	360,500	388,000	420,800					
	100	336,300	361,800	389,200	421,200					

	101	337, 200	363, 200	390, 300	421, 500					
	102	338, 200	364, 100	391, 500	421, 900					
	103	339, 200	365, 100	392, 600	422, 300					
	104	340, 100	366, 200	393, 700	422, 600					
	105	340, 900	367, 300	394, 900	422, 900					
	106	341, 500	368, 400	395, 400	423, 400					
	107	342, 100	369, 400	396, 000	423, 900					
	108	342, 700	370, 400	396, 600	424, 400					
	109	343, 200	371, 600	397, 200	424, 700					
	110	343, 700	372, 600	397, 700	425, 200					
	111	344, 100	373, 600	398, 100	425, 700					
	112	344, 600	374, 500	398, 600	426, 200					
	113	345, 400	375, 400	399, 000	426, 500					
	114	346, 100	376, 400	399, 400	427, 000					
	115	346, 800	377, 400	399, 900	427, 500					
	116	347, 400	378, 400	400, 400	428, 000					
	117	348, 000	379, 400	400, 800	428, 400					
	118	348, 700	379, 800	401, 300	428, 900					
	119	349, 400	380, 400	401, 900	429, 300					
	120	350, 100	381, 000	402, 400	429, 800					
	121	350, 700	381, 300	402, 600	430, 200					
	122	351, 000	381, 700	403, 100	430, 700					
	123	351, 500	382, 100	403, 600	431, 100					
	124	352, 000	382, 500	404, 000	431, 600					
	125	352, 300	382, 900	404, 500	432, 000					
	126		383, 300	405, 100						
	127		383, 700	405, 600						
	128		384, 100	406, 100						
	129		384, 500	406, 400						
	130		384, 900	406, 900						
	131		385, 300	407, 400						
	132		385, 700	407, 900						
	133		385, 900	408, 200						
	134		386, 400	408, 700						
	135		386, 700	409, 100						
	136		387, 000	409, 500						
	137		387, 300	409, 800						
	138		387, 700	410, 200						
	139		388, 200	410, 700						
	140		388, 700	411, 200						
	141		389, 000	411, 500						
	142		389, 600							
	143		390, 100							
	144		390, 600							
	145		390, 900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		279, 600	292, 700	297, 700	333, 300	352, 200	368, 100	394, 000	433, 000	468, 700

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	224,900	272,700	347,000	406,400	483,300
	2	227,300	274,100	348,900	407,900	485,100
	3	229,800	275,500	350,800	409,400	486,900
	4	232,100	276,900	352,600	410,900	488,700
	5	234,300	278,400	354,300	412,400	490,400
	6	236,700	279,600	356,300	413,800	492,100
	7	238,900	280,900	358,200	415,300	494,000
	8	241,200	282,000	360,000	416,800	495,800
	9	243,400	283,300	361,900	418,100	497,600
	10	245,600	284,400	363,900	419,500	499,200
	11	247,800	285,500	365,900	421,000	500,900
	12	250,100	286,700	367,600	422,500	502,400
	13	252,400	288,100	369,400	423,800	503,900
	14	254,500	289,700	371,100	425,300	505,200
	15	256,600	291,400	372,800	426,800	506,600
	16	258,700	293,100	374,400	428,400	507,900
	17	260,700	294,800	376,000	429,800	509,100
	18	262,600	296,900	377,400	431,400	509,700
	19	264,300	299,100	378,700	433,000	510,300
	20	266,100	301,500	380,000	434,500	511,000
	21	267,800	303,700	381,400	435,700	511,700
	22	269,100	305,900	383,000	437,100	
	23	270,400	308,200	384,600	438,500	
	24	271,600	310,400	386,100	439,900	
	25	272,800	312,500	387,600	441,500	
	26	274,000	314,500	389,300	442,900	
	27	275,200	316,400	391,000	444,200	
	28	276,400	318,200	392,500	445,600	
	29	277,600	320,100	394,100	447,000	
	30	278,500	322,000	395,700	448,300	
	31	279,600	323,800	397,300	449,800	
	32	280,700	325,500	398,900	451,300	
	33	281,800	327,300	400,500	453,000	
	34	282,900	329,100	402,100	454,400	
	35	284,100	330,800	403,600	456,000	
	36	285,400	332,500	405,100	457,500	
	37	286,600	334,200	406,600	459,200	
	38	287,700	336,000	408,100	460,700	
	39	288,900	337,800	409,600	462,300	
	40	290,000	339,500	411,000	463,900	
	41	291,300	341,000	412,300	465,400	
	42	292,300	342,800	413,800	467,000	
	43	293,300	344,600	415,300	468,200	
	44	294,200	346,400	416,700	469,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	294,800	348,100	418,200	470,600
	46	295,700	350,000	419,800	471,900
	47	296,500	351,800	421,400	473,100
	48	297,300	353,600	422,800	474,300
	49	298,000	355,400	424,100	475,400
	50	298,800	357,200	425,500	476,600
	51	299,500	359,000	426,900	477,800
	52	300,400	360,700	428,200	479,000
	53	301,200	362,400	429,400	480,200
	54	302,000	363,800	430,600	481,500
	55	302,600	365,300	431,900	482,700
	56	303,400	366,800	433,200	483,900
	57	304,100	368,400	434,500	485,000
	58	304,700	370,000	435,800	485,600
	59	305,500	371,500	437,200	486,100
	60	306,400	373,100	438,500	486,600
	61	307,100	374,700	439,700	487,100
	62	307,700	376,300	441,100	487,700
	63	308,500	378,000	442,500	488,200
	64	309,100	379,500	443,800	488,700
	65	310,100	381,100	445,000	489,200
	66	310,900	382,700	446,200	489,800
	67	311,600	384,300	447,500	490,300
	68	312,400	385,800	448,900	490,800
	69	313,000	387,300	450,200	491,300
	70	313,700	388,900	451,400	
	71	314,400	390,300	452,500	
	72	315,100	391,800	453,700	
	73	315,800	393,300	454,900	
	74	316,500	394,900	456,000	
	75	317,300	396,500	457,200	
	76	317,800	398,000	458,200	
	77	318,400	399,400	459,300	
	78	319,200	400,800	460,300	
	79	319,900	402,300	461,300	
	80	320,500	403,600	462,300	
	81	321,100	404,900	463,200	
	82	321,700	406,300	464,000	
	83	322,400	407,600	464,800	
	84	323,100	409,000	465,600	
	85	323,700	410,100	466,400	
	86	324,600	411,500	466,800	
	87	325,300	412,800	467,200	
	88	325,900	414,100	467,600	
	89	326,600	415,300	468,000	
	90	327,400	416,600	468,300	
	91	328,100	417,700	468,600	
	92	328,900	418,900	468,800	

93	329, 400	420, 100	469, 100
94	330, 100	421, 200	469, 400
95	330, 800	422, 500	469, 700
96	331, 500	423, 700	469, 900
97	332, 200	425, 100	470, 100
98	332, 800	426, 100	
99	333, 600	427, 100	
100	334, 300	428, 100	
101	335, 100	429, 000	
102	335, 900	430, 000	
103	336, 800	431, 100	
104	337, 600	432, 200	
105	338, 200	432, 900	
106	339, 000	433, 800	
107	339, 800	434, 700	
108	340, 600	435, 600	
109	341, 300	436, 500	
110	341, 700	437, 300	
111	341, 900	438, 100	
112	342, 400	438, 900	
113	342, 900	439, 500	
114	343, 300	440, 200	
115	343, 800	440, 900	
116	344, 200	441, 600	
117	344, 600	442, 200	
118	345, 200	442, 700	
119	345, 600	443, 100	
120	346, 100	443, 400	
121	346, 600	443, 700	
122	347, 000	444, 000	
123	347, 400	444, 300	
124	347, 900	444, 500	
125	348, 400	444, 700	
126	348, 700	445, 000	
127	349, 000	445, 300	
128	349, 300	445, 500	
129	349, 500	445, 700	
130	349, 800	446, 000	
131	350, 100	446, 300	
132	350, 300	446, 500	
133	350, 500	446, 700	
134	350, 700	447, 000	
135	350, 900	447, 300	
136	351, 200	447, 500	
137	351, 500	447, 700	
138	351, 700	448, 000	
139	352, 000	448, 300	
140	352, 300	448, 500	

	141	352, 500	448, 700			
	142	352, 700	449, 000			
	143	353, 000	449, 300			
	144	353, 200	449, 500			
	145	353, 500	449, 700			
	146	353, 700	450, 000			
	147	354, 000	450, 300			
	148	354, 300	450, 500			
	149	354, 500	450, 700			
	150	354, 700				
	151	355, 000				
	152	355, 300				
	153	355, 500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		270, 500	315, 700	348, 600	379, 800	475, 600

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	224,900	246,600	347,000	377,600	465,600
	2	227,300	249,000	348,900	379,200	467,000
	3	229,800	251,400	350,800	380,800	468,200
	4	232,100	254,000	352,600	382,300	469,500
	5	234,300	256,500	354,300	383,700	470,600
	6	236,700	258,900	356,300	385,200	471,700
	7	238,900	261,300	358,200	386,500	472,900
	8	241,200	263,800	360,000	387,900	474,200
	9	243,400	266,300	361,900	389,400	475,500
	10	245,600	267,900	363,900	390,700	476,700
	11	247,800	269,500	365,900	392,200	477,800
	12	250,100	271,100	367,600	393,400	478,900
	13	252,400	272,700	369,400	394,800	480,100
	14	254,500	274,100	371,100	396,100	480,900
	15	256,600	275,500	372,800	397,300	481,800
	16	258,700	276,900	374,400	398,500	482,700
	17	260,700	278,400	376,000	399,600	483,600
	18	262,600	279,600	377,400	400,900	484,000
	19	264,300	280,900	378,700	402,200	484,500
	20	266,100	282,000	380,000	403,300	485,000
	21	267,800	283,300	381,400	404,300	485,500
	22	269,100	284,400	383,000	405,500	485,900
	23	270,400	285,500	384,600	406,700	486,400
	24	271,600	286,700	386,100	407,800	486,900
	25	272,800	288,100	386,800	408,900	487,400
	26	273,900	289,700	388,300	410,000	
	27	275,000	291,400	389,700	411,100	
	28	276,100	293,100	391,100	412,200	
	29	277,400	294,800	392,200	413,300	
	30	278,400	296,900	393,600	414,500	
	31	279,500	299,100	394,900	415,700	
	32	280,600	301,500	396,200	416,800	
	33	281,700	303,700	397,500	417,700	
	34	282,700	305,900	398,600	418,800	
	35	283,700	308,200	399,700	420,000	
	36	284,800	310,400	401,000	421,200	
	37	286,000	312,500	402,200	422,300	
	38	286,900	314,500	403,300	423,600	
	39	287,900	316,400	404,500	424,800	
	40	289,000	318,200	405,600	425,900	
	41	290,200	320,100	406,700	427,000	
	42	291,300	322,000	407,800	428,300	
	43	292,400	323,800	409,000	429,300	
	44	293,500	325,500	410,100	430,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	294,500	327,300	411,300	431,600
	46	295,300	329,100	412,500	432,800
	47	296,100	330,800	413,700	434,000
	48	296,900	332,500	414,800	435,200
	49	297,500	334,200	415,700	436,300
	50	298,300	336,000	416,900	437,300
	51	299,000	337,800	417,900	438,700
	52	299,700	339,500	419,000	439,900
	53	300,600	341,000	419,800	441,000
	54	301,400	342,800	420,900	442,200
	55	301,900	344,600	421,900	443,300
	56	302,600	346,400	423,000	444,400
	57	303,300	348,100	424,100	445,400
	58	304,100	350,000	425,100	446,600
	59	304,900	351,800	426,200	447,800
	60	305,600	353,600	427,300	449,000
	61	306,200	355,400	428,300	449,600
	62	306,900	357,200	429,400	450,400
	63	307,600	359,000	430,500	451,100
	64	308,200	360,700	431,500	451,700
	65	308,800	362,400	432,400	452,000
	66	309,500	363,800	433,300	452,300
	67	310,100	365,300	434,300	452,700
	68	310,700	366,800	435,300	453,100
	69	311,400	368,400	436,100	453,400
	70	312,100	369,800	437,000	453,800
	71	312,700	371,400	437,700	454,100
	72	313,600	372,900	438,500	454,400
	73	313,900	374,300	439,200	454,700
	74	314,600	375,900	439,800	455,000
	75	315,300	377,400	440,500	455,300
	76	315,800	378,800	441,200	455,600
	77	316,400	380,200	441,800	455,800
	78	317,100	381,800	442,500	456,100
	79	317,700	383,300	443,000	456,400
	80	318,300	384,900	443,600	456,600
	81	318,900	386,200	444,000	456,800
	82	319,500	387,500	444,400	457,100
	83	320,100	388,800	444,700	457,400
	84	320,700	390,100	445,000	457,600
	85	321,100	391,200	445,200	457,800
	86	321,500	392,400	445,500	458,100
	87	322,000	393,300	445,800	458,400
	88	322,500	394,400	446,000	458,600
	89	322,900	395,500	446,200	458,800
	90	323,300	396,600	446,500	
	91	323,700	397,700	446,800	
	92	324,100	398,700	447,000	

93	324, 400	399, 900	447, 200
94	324, 800	400, 900	447, 500
95	325, 200	401, 900	447, 800
96	325, 500	403, 000	448, 000
97	325, 800	404, 000	448, 200
98	326, 200	405, 000	448, 500
99	326, 500	405, 900	448, 800
100	326, 800	406, 800	449, 000
101	327, 200	407, 700	449, 200
102	327, 500	408, 700	449, 500
103	327, 800	409, 500	449, 800
104	328, 100	410, 400	450, 000
105	328, 300	411, 200	450, 300
106	328, 600	412, 100	
107	328, 900	413, 000	
108	329, 100	413, 900	
109	329, 300	414, 700	
110	329, 500	415, 700	
111	329, 800	416, 600	
112	330, 100	417, 500	
113	330, 400	418, 100	
114	330, 600	419, 000	
115	330, 800	419, 900	
116	331, 100	420, 800	
117	331, 400	421, 700	
118	331, 600	422, 400	
119	331, 800	423, 200	
120	332, 100	424, 000	
121	332, 300	424, 600	
122	332, 500	425, 300	
123	332, 700	426, 000	
124	333, 000	426, 600	
125	333, 200	427, 200	
126		427, 900	
127		428, 400	
128		429, 000	
129		429, 600	
130		430, 200	
131		430, 700	
132		431, 200	
133		431, 500	
134		431, 800	
135		432, 000	
136		432, 300	
137		432, 600	
138		432, 900	
139		433, 200	
140		433, 500	

	141		433,800			
	142		434,100			
	143		434,400			
	144		434,700			
	145		435,000			
	146		435,300			
	147		435,600			
	148		435,800			
	149		436,000			
	150		436,300			
	151		436,600			
	152		436,800			
	153		437,000			
	154		437,300			
	155		437,600			
	156		437,800			
	157		438,000			
	158		438,300			
	159		438,600			
	160		438,800			
	161		439,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		261,300	312,600	343,800	373,100	464,200

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,500	259,200	353,800	405,500	480,600
	2	208,600	263,600	355,900	406,900	490,900
	3	209,800	266,400	357,900	408,300	500,600
	4	210,900	269,200	359,700	409,700	510,600
	5	212,000	271,800	361,800	411,100	520,600
	6	214,300	273,600	363,700	412,500	530,700
	7	216,400	275,100	365,800	413,800	539,500
	8	218,500	276,600	367,700	415,300	547,500
	9	220,600	278,200	369,600	416,700	555,300
	10	222,700	280,100	371,200	418,200	562,500
	11	224,700	282,200	372,800	419,600	567,800
	12	226,800	284,100	374,400	421,000	572,400
	13	228,800	286,200	376,000	422,200	575,400
	14	230,700	288,300	377,400	423,700	577,400
	15	232,700	290,500	378,200	425,200	
	16	234,400	292,700	379,200	426,800	
	17	236,100	295,000	380,400	428,300	
	18	237,900	297,300	381,700	429,900	
	19	239,800	299,800	382,900	431,500	
	20	241,600	302,200	384,100	433,200	
	21	243,600	304,500	385,300	434,400	
	22	245,400	306,700	386,500	435,800	
	23	247,100	308,800	387,700	437,200	
	24	248,800	310,900	388,700	438,500	
	25	250,500	313,000	389,800	439,900	
	26	252,800	315,000	390,900	441,200	
	27	254,600	316,900	391,700	442,700	
	28	256,500	318,800	392,700	444,200	
	29	258,500	320,700	393,600	445,400	
	30	259,600	322,200	394,300	446,600	
	31	260,700	323,800	395,100	448,200	
	32	261,800	325,300	395,800	449,700	
	33	263,200	326,900	396,400	451,000	
	34	264,500	328,400	397,200	452,500	
	35	265,900	329,900	397,900	453,900	
	36	267,300	331,400	398,700	455,300	
	37	268,800	332,800	399,400	456,700	
	38	270,300	333,800	400,100	458,100	
	39	271,800	334,700	400,900	459,500	
	40	273,400	335,500	401,800	460,900	
	41	274,800	336,200	402,700	462,000	
	42	276,100	336,700	403,500	463,300	
	43	277,500	337,200	404,700	464,700	
	44	279,000	337,600	405,900	466,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	280,500	337,900	406,600	466,900
	46	281,800	338,500	407,600	467,700
	47	283,100	339,000	408,500	468,600
	48	284,300	339,400	409,200	469,500
	49	285,500	339,800	409,900	470,300
	50	286,600	340,200	410,600	471,100
	51	287,800	340,700	411,200	471,700
	52	288,900	341,200	411,800	472,500
	53	289,800	341,600	412,400	472,900
	54	290,900	342,000	413,100	473,500
	55	291,900	342,400	413,900	474,000
	56	292,900	342,800	414,700	474,500
	57	294,000	343,200	415,300	475,000
	58	294,700	343,500	416,100	
	59	295,200	343,900	416,800	
	60	295,800	344,300	417,500	
	61	296,400	344,700	418,100	
	62	297,000	345,300	418,800	
	63	297,600	345,900	419,400	
	64	298,200	346,400	420,100	
	65	298,800	346,800	420,800	
	66	299,300	347,400	421,500	
	67	299,900	347,900	422,100	
	68	300,400	348,500	422,800	
	69	301,000	349,000	423,500	
	70	301,700	349,500	424,000	
	71	302,300	349,800	424,600	
	72	302,900	350,400	425,200	
	73	303,600	350,900	425,700	
	74	304,200	351,400	426,300	
	75	304,900	352,000	426,900	
	76	305,600	352,700	427,400	
	77	306,300	353,300	427,900	
	78	307,000	353,800	428,400	
	79	307,700	354,500	428,900	
	80	308,200	355,200	429,600	
	81	308,800	355,700	430,000	
	82	309,500	356,400	430,500	
	83	310,200	357,100	431,000	
	84	310,800	357,800	431,700	
	85	311,300	358,300	432,100	
	86	312,000	358,800	432,600	
	87	312,700	359,100	433,100	
	88	313,300	359,400	433,800	
	89	313,800	359,700	434,200	
	90	314,400	360,200		
	91	315,100	360,400		
	92	315,700	360,900		

	93	316,300	361,200			
	94	316,800	361,500			
	95	317,400	361,900			
	96	317,900	362,300			
	97	318,200	362,800			
	98	318,700	363,300			
	99	319,100	363,800			
	100	319,600	364,300			
	101	320,000	364,800			
	102	320,300	365,300			
	103	320,500	365,800			
	104	320,900	366,300			
	105	321,300	366,700			
	106	321,600	367,100			
	107	322,000	367,600			
	108	322,300	368,000			
	109	322,500	368,500			
	110	322,900	368,900			
	111	323,200	369,300			
	112	323,400	369,700			
	113	323,700	370,200			
	114	324,000	370,600			
	115	324,300	371,000			
	116	324,600	371,400			
	117	324,800	371,900			
	118	325,100	372,300			
	119	325,300	372,700			
	120	325,600	373,100			
	121	325,900	373,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		252,300	299,100	327,300	374,800	439,600

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	320,000	433,700	491,000	588,900
	2	322,400	436,400	493,000	595,100
	3	324,700	439,200	494,900	600,200
	4	327,000	441,800	496,900	605,000
	5	329,200	444,300	498,400	609,300
	6	332,700	446,600	500,100	613,600
	7	336,200	448,600	501,900	617,100
	8	339,800	450,700	503,700	620,000
	9	343,400	452,800	505,500	622,600
	10	346,900	454,400	507,100	624,900
	11	350,400	456,000	509,000	
	12	354,000	457,900	510,800	
	13	357,500	459,200	512,600	
	14	361,000	460,800	514,300	
	15	364,500	462,300	516,100	
	16	368,100	463,700	517,900	
	17	371,500	465,100	519,800	
	18	374,700	466,600	521,700	
	19	378,000	468,100	523,600	
	20	381,300	469,600	525,500	
	21	384,600	470,800	527,400	
	22	387,900	472,300	529,100	
	23	391,100	473,800	530,900	
	24	394,300	475,200	532,800	
	25	397,500	476,600	534,400	
	26	399,900	478,000	536,200	
	27	402,300	479,300	538,000	
	28	404,500	480,600	539,600	
	29	406,600	482,100	541,000	
	30	408,300	483,300	542,700	
	31	410,000	484,700	544,500	
	32	411,800	486,100	546,300	
	33	413,700	487,500	547,800	
	34	415,500	488,800	549,100	
	35	417,100	490,000	550,400	
	36	418,600	491,400	551,700	
	37	420,100	492,900	552,700	
	38	421,500	494,500	554,000	
	39	422,900	496,100	555,300	
	40	424,300	497,600	556,600	
	41	425,800	499,200	557,600	
	42	426,600	500,400	558,400	
	43	427,000	501,500	559,300	
	44	428,100	502,500	560,100	

	45	428,900	503,300	561,000	
	46	429,500	504,200	561,800	
	47	430,100	505,100	562,600	
	48	430,600	505,900	563,300	
	49	431,100	506,600	564,100	
	50	431,500	507,300	564,900	
	51	432,000	508,000	565,600	
	52	432,400	508,600	566,500	
	53	432,800	509,200	567,400	
	54	433,100	509,900	568,200	
	55	433,400	510,500	569,100	
	56	433,800	511,100	570,000	
	57	434,100	511,400	570,800	
	58	434,400	512,000	571,600	
	59	434,700	512,600	572,400	
	60	435,000	513,400	573,200	
	61	435,400	513,800	574,000	
	62	435,700	514,400	574,900	
	63	436,000	515,100	575,800	
	64	436,300	515,800	576,700	
	65	436,600	516,200	577,500	
	66		516,800	578,400	
	67		517,400	579,300	
	68		517,900	580,200	
	69		518,400	581,000	
	70		518,900	581,900	
	71		519,400	582,800	
	72		519,900	583,700	
	73		520,300	584,500	
	74		520,800		
	75		521,200		
	76		521,600		
	77		522,100		
	78		522,700		
	79		523,300		
	80		523,700		
	81		524,200		
	82		524,800		
	83		525,400		
	84		525,900		
	85		526,400		
定年前再任用短時間勤務職員		342,400	389,500	450,300	532,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	212,300	251,800	286,900	306,300	340,400	382,500	437,800
	2	214,600	253,100	287,800	307,100	341,900	384,200	439,800
	3	216,700	254,400	288,400	307,800	343,400	385,800	441,700
	4	218,800	255,700	289,200	308,500	345,000	387,400	443,500
	5	220,800	257,000	290,000	309,300	346,400	389,000	445,300
	6	222,800	258,000	290,800	310,000	348,000	390,900	447,100
	7	224,800	259,000	291,600	310,700	349,600	392,400	448,900
	8	226,800	259,900	292,300	311,400	351,200	394,000	450,700
	9	228,600	261,000	293,100	312,200	352,600	395,300	452,300
	10	230,500	262,100	293,900	312,900	354,200	396,900	453,900
	11	232,400	263,300	294,700	313,700	355,900	398,500	455,400
	12	234,500	264,500	295,500	314,300	357,400	400,100	456,900
	13	236,200	265,700	296,300	314,900	358,900	402,000	458,400
	14	238,200	266,900	297,100	316,000	360,500	403,900	459,700
	15	240,500	268,100	297,700	317,200	362,100	405,800	461,000
	16	242,600	269,200	298,500	318,500	363,800	407,600	462,200
	17	244,700	270,200	299,400	319,800	365,300	409,200	463,400
	18	245,800	271,200	300,300	321,000	366,800	411,000	464,700
	19	246,800	272,300	301,100	322,100	368,400	412,700	466,000
	20	247,800	273,200	301,800	323,300	369,900	414,300	467,300
	21	248,900	274,300	302,600	324,600	371,200	416,000	468,500
	22	249,700	275,300	303,500	325,900	372,700	417,400	469,300
	23	250,600	276,100	304,400	327,100	374,200	418,800	470,100
	24	251,400	276,900	305,100	328,500	375,600	420,200	470,900
	25	252,300	277,700	305,900	329,500	377,100	421,600	471,500
	26	253,200	278,500	306,800	330,700	378,600	422,900	472,100
	27	254,100	279,300	307,700	331,900	380,100	424,100	472,700
	28	255,000	280,100	308,500	333,100	381,700	425,100	473,300
	29	255,900	280,900	309,300	334,400	383,200	426,200	474,000
	30	256,700	281,700	310,300	335,600	384,800	427,400	474,800
	31	257,400	282,500	311,200	336,900	385,900	428,500	475,200
	32	258,200	283,300	312,400	338,200	387,400	429,600	475,900
	33	258,900	284,100	313,300	339,300	388,600	430,300	476,400
	34	259,500	285,000	314,400	340,400	389,700	431,000	476,800
	35	260,100	285,400	315,500	341,600	390,900	431,600	477,200
	36	260,800	286,300	316,400	342,800	392,000	432,300	477,600
	37	261,500	287,200	317,400	344,100	393,100	432,900	478,100
	38	262,100	288,000	318,500	345,400	393,900	433,500	478,400
	39	262,700	288,800	319,600	346,600	394,800	434,000	478,700
	40	263,200	289,500	320,600	347,700	395,900	434,400	479,000
	41	263,700	290,200	321,700	348,600	396,900	434,800	479,300
	42	264,300	290,900	322,900	349,900	397,900	435,000	479,600
	43	264,900	291,800	324,200	351,000	398,900	435,300	479,900
	44	265,400	292,600	325,300	352,100	399,800	435,600	480,200

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	265,800	293,300	326,200	352,900	400,600	436,000	480,600
	46	266,400	294,100	327,300	353,800	401,400	436,300	
	47	266,800	294,900	328,400	354,800	402,300	436,600	
	48	267,200	295,600	329,500	355,700	403,100	436,900	
	49	267,600	296,300	330,600	356,600	403,600	437,100	
	50	268,100	297,100	331,700	357,600	404,400	437,400	
	51	268,600	297,600	332,700	358,600	405,200	437,600	
	52	269,100	298,500	333,800	359,500	406,100	437,900	
	53	269,400	299,100	334,800	360,000	406,500	438,100	
	54	269,700	299,800	335,700	360,900	407,200	438,400	
	55	270,000	300,500	336,600	361,700	407,900	438,700	
	56	270,300	301,300	337,600	362,600	408,500	439,000	
	57	270,600	301,800	338,400	363,300	408,900	439,200	
	58	270,900	302,600	339,300	363,600	409,400	439,500	
	59	271,200	303,300	340,300	363,900	410,000	439,800	
	60	271,500	303,900	341,200	364,500	410,600	440,000	
	61	271,800	304,400	342,100	365,100	411,000	440,200	
	62	272,100	305,200	342,800	365,800	411,500	440,500	
	63	272,400	305,900	343,500	366,500	412,000	440,800	
	64	272,700	306,500	344,200	367,100	412,500	441,000	
	65	273,100	307,000	344,800	367,800	413,100	441,200	
	66	273,400	307,600	345,500	368,300	413,600	441,500	
	67	273,700	308,300	346,100	368,900	414,200	441,800	
	68	274,000	309,000	346,800	369,500	414,800	442,000	
	69	274,300	309,600	347,400	369,800	415,300	442,200	
	70	274,600	310,100	347,600	370,400	415,800	442,500	
	71	274,900	310,700	347,900	370,800	416,200	442,800	
	72	275,100	311,200	348,400	371,300	416,600	443,000	
	73	275,300	311,800	349,000	371,800	416,900	443,200	
	74	275,600	312,300	349,500	372,300	417,400		
	75	275,900	312,500	350,000	372,800	417,800		
	76	276,100	312,800	350,400	373,200	418,200		
	77	276,300	313,100	351,000	373,500	418,600		
	78	276,500	313,400	351,500	373,800	419,100		
	79	276,900	313,600	351,900	374,000	419,500		
	80	277,100	313,900	352,400	374,300	419,900		
	81	277,300	314,200	352,900	374,900	420,300		
	82	277,600	314,500	353,200	375,200	420,800		
	83	277,900	314,800	353,400	375,500	421,200		
	84	278,100	315,000	353,700	375,800	421,600		
	85	278,300	315,200	354,100	376,200	422,000		
	86		315,400	354,500	376,500			
	87		315,700	354,800	376,800			
	88		315,900	355,100	377,100			
	89		316,300	355,400	377,500			
	90		316,500	355,600	377,800			
	91		316,700	356,000	378,000			
	92		316,900	356,300	378,200			

	93		317,300	356,500	378,500			
	94		317,500	356,800	378,900			
	95		317,700	357,100	379,300			
	96		318,000	357,400	379,700			
	97		318,300	357,600	380,200			
	98		318,500	357,900	380,600			
	99		318,700	358,200	381,000			
	100		319,000	358,400	381,400			
	101		319,300	358,600	381,900			
	102		319,500	358,800				
	103		319,700	359,200				
	104		320,000	359,500				
	105		320,300	359,700				
	106			359,900				
	107			360,300				
	108			360,700				
	109			360,900				
定年前再任用短時間勤務職員		221,800	249,800	281,600	296,900	325,800	362,500	408,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	234,500	267,900	307,300	320,900	345,200	389,500
	2	236,400	270,100	307,800	321,400	346,400	391,300
	3	238,200	272,300	308,300	321,900	347,200	393,000
	4	239,900	274,500	308,800	322,400	348,200	394,900
	5	241,700	276,700	309,200	322,900	349,200	396,800
	6	243,600	277,700	309,700	323,400	350,400	398,800
	7	245,500	278,500	310,200	324,000	351,700	400,900
	8	247,200	279,400	310,600	324,400	352,900	403,000
	9	248,900	280,200	311,000	324,900	353,900	404,700
	10	250,800	281,400	311,500	325,300	355,100	406,800
	11	252,700	282,500	312,000	326,000	356,300	409,000
	12	254,700	283,500	312,500	326,500	357,400	411,000
	13	256,500	284,200	312,900	326,900	358,600	412,900
	14	258,500	284,900	313,500	327,500	359,700	414,500
	15	260,500	285,600	313,800	328,200	360,900	416,300
	16	262,500	286,400	314,300	328,800	362,000	418,100
	17	264,500	287,500	314,800	329,500	363,100	419,800
	18	266,600	288,400	315,200	330,400	364,200	421,500
	19	268,700	289,300	315,700	331,400	365,300	423,600
	20	270,700	290,200	316,100	332,300	366,400	425,300
	21	272,600	291,200	316,600	333,100	367,600	427,000
	22	273,800	292,200	317,000	334,100	368,700	428,700
	23	274,900	293,200	317,500	335,000	369,800	430,500
	24	275,900	294,200	317,900	336,000	370,900	432,300
	25	277,000	295,000	318,400	336,600	372,000	433,900
	26	277,800	295,900	319,000	337,500	373,300	435,600
	27	278,600	296,800	319,800	338,400	374,600	437,500
	28	279,400	297,700	320,500	339,300	376,000	439,300
	29	280,200	298,700	321,200	340,100	377,200	440,800
	30	281,000	299,400	321,900	341,200	378,700	442,300
	31	281,700	300,100	322,600	342,300	380,200	443,800
	32	282,300	300,800	323,400	343,400	381,700	445,100
	33	283,000	301,300	324,200	344,600	382,900	446,400
	34	283,600	302,000	325,100	345,700	384,400	447,500
	35	284,200	302,500	325,700	346,800	385,800	448,700
	36	284,700	302,900	326,600	347,900	387,200	449,900
	37	285,200	303,300	327,200	349,000	388,600	451,200
	38	285,900	303,900	328,000	350,100	389,600	452,400
	39	286,600	304,400	328,800	351,200	391,000	453,600
	40	287,300	304,800	329,600	352,300	392,400	454,800
	41	288,000	305,200	330,300	353,100	393,700	456,000
	42	288,600	305,700	331,300	354,200	395,100	457,000
	43	289,300	306,200	332,300	355,300	396,400	458,100
	44	289,900	306,700	333,200	356,300	397,700	459,200

	45	290,700	307,200	334,100	357,200	399,200	460,200
	46	291,400	307,600	335,100	358,200	400,400	460,700
	47	292,100	308,100	336,100	359,200	401,500	461,200
	48	292,700	308,500	337,100	360,200	402,700	461,600
	49	293,300	309,000	338,000	361,400	403,800	462,200
	50	293,800	309,400	338,900	362,700	404,700	462,700
	51	294,200	309,900	339,900	364,000	405,700	463,100
	52	294,600	310,400	340,900	365,200	406,700	463,600
	53	294,900	310,800	341,700	366,100	407,300	464,100
	54	295,400	311,200	342,500	367,300	408,100	464,500
	55	295,800	311,700	343,500	368,400	408,900	464,800
	56	296,200	312,100	344,400	369,700	409,700	465,100
	57	296,600	312,700	345,300	370,700	410,400	465,600
	58	297,000	313,300	346,300	371,600	411,100	
	59	297,300	314,000	347,300	372,700	411,800	
	60	297,600	314,700	348,200	373,900	412,400	
	61	298,000	315,400	349,200	375,000	413,000	
	62	298,400	316,300	350,200	376,200	413,600	
	63	298,800	317,200	351,400	377,500	414,300	
	64	299,100	318,100	352,600	378,500	414,900	
	65	299,400	318,700	353,300	379,500	415,600	
	66	299,800	319,600	354,400	380,500	416,100	
	67	300,200	320,400	355,500	381,600	416,700	
	68	300,500	321,200	356,400	382,700	417,200	
	69	300,900	321,900	357,500	383,500	417,600	
	70	301,400	322,800	358,200	384,600	418,200	
	71	301,800	323,700	359,300	385,700	418,600	
	72	302,100	324,500	360,400	386,700	418,900	
	73	302,500	325,400	361,600	387,400	419,200	
	74	303,000	326,200	362,800	388,200	419,700	
	75	303,500	327,100	363,900	389,000	420,200	
	76	304,000	328,000	365,000	389,700	420,500	
	77	304,500	328,800	366,100	390,300	420,800	
	78	305,000	329,700	367,200	390,900	421,300	
	79	305,600	330,600	368,200	391,400	421,800	
	80	306,100	331,400	369,300	391,900	422,200	
	81	306,600	331,900	370,200	392,500	422,500	
	82	307,000	332,700	371,200	393,000	422,900	
	83	307,500	333,500	372,100	393,500	423,400	
	84	308,000	334,300	373,100	394,000	423,800	
	85	308,400	335,100	374,000	394,400	424,200	
	86	308,800	335,900	374,800	394,800	424,600	
	87	309,300	336,900	375,700	395,400	425,100	
	88	309,800	337,900	376,500	395,900	425,500	
	89	310,100	338,800	377,100	396,200	425,900	
	90	310,700	339,800	377,700	396,700	426,300	
	91	311,200	340,800	378,300	397,000	426,800	
	92	311,700	341,800	378,900	397,300	427,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	312,200	342,600	379,300	397,900	427,600
94	312,500	343,300	379,700	398,400	
95	313,000	344,000	380,200	398,900	
96	313,500	344,600	380,600	399,400	
97	314,000	345,100	381,100	400,000	
98	314,500	345,400	381,500	400,500	
99	314,900	346,000	382,000	401,000	
100	315,300	346,500	382,400	401,400	
101	315,700	346,900	382,700	402,000	
102	316,100	347,400	383,200	402,500	
103	316,400	348,000	383,600	403,000	
104	316,800	348,500	383,900	403,500	
105	317,100	348,900	384,300	404,100	
106	317,500	349,400	384,800	404,600	
107	318,000	349,900	385,300	405,100	
108	318,300	350,400	385,800	405,600	
109	318,500	350,800	386,300	406,200	
110	318,800	351,100	386,800		
111	319,000	351,400	387,300		
112	319,300	351,700	387,700		
113	319,600	352,000	388,100		
114	319,800	352,400	388,500		
115	320,100	352,700	389,000		
116	320,300	353,000	389,600		
117	320,600	353,200	390,000		
118	320,800	353,500	390,500		
119	321,100	353,800	391,000		
120	321,400	354,000	391,500		
121	321,700	354,200	391,800		
122	322,000	354,500			
123	322,300	354,800			
124	322,600	355,100			
125	322,800	355,300			
126	323,000	355,600			
127	323,300	355,900			
128	323,700	356,100			
129	323,900	356,300			
130	324,200	356,500			
131	324,500	356,800			
132	324,900	357,000			
133	325,100	357,300			
134	325,400	357,700			
135	325,700	358,100			
136	326,000	358,500			
137	326,200	358,800			
138	326,500	359,300			
139	326,800	359,700			
140	327,100	360,100			

	141	327,300	360,400				
	142	327,600	360,800				
	143	328,000	361,100				
	144	328,300	361,500				
	145	328,500	361,800				
	146	328,700	362,200				
	147	329,100	362,600				
	148	329,400	363,000				
	149	329,600	363,300				
	150	329,800	363,700				
	151	330,100	364,100				
	152	330,400	364,500				
	153	330,800	364,800				
	154	331,000					
	155	331,200					
	156	331,500					
	157	331,800					
	158	332,100					
	159	332,400					
	160	332,700					
	161	333,100					
	162	333,400					
	163	333,700					
	164	334,000					
	165	334,400					
	166	334,700					
	167	335,000					
	168	335,300					
	169	335,700					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		272,700	295,100	303,400	315,200	333,800	375,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 4 条第 1 項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	422,500
2	474,000
3	529,400
4	598,000
5	682,700
6	796,700
7	930,800

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	445,700
2	511,300
3	579,800
4	668,600
5	777,500
6	886,400

第 5 条第 2 項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	373,100
2	411,400
3	441,700

別記第4

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	224,900	272,700	326,300	347,000	406,400	483,300
	2	227,300	274,100	328,200	348,900	407,900	485,100
	3	229,800	275,500	330,200	350,800	409,400	486,900
	4	232,100	276,900	331,900	352,600	410,900	488,700
	5	234,300	278,400	333,600	354,300	412,400	490,400
	6	236,700	279,600	335,400	356,300	413,800	492,100
	7	238,900	280,900	337,200	358,200	415,300	494,000
	8	241,200	282,000	338,900	360,000	416,800	495,800
	9	243,400	283,300	340,600	361,900	418,100	497,600
	10	245,600	284,400	342,600	363,900	419,500	499,200
	11	247,800	285,500	344,400	365,900	421,000	500,900
	12	250,100	286,700	346,200	367,600	422,500	502,400
	13	252,400	288,100	347,700	369,400	423,800	503,900
	14	254,500	289,700	349,600	371,100	425,300	505,200
	15	256,600	291,400	351,500	372,800	426,800	506,600
	16	258,700	293,100	353,300	374,400	428,400	507,900
	17	260,700	294,800	355,000	376,000	429,800	509,100
	18	262,600	296,900	357,200	377,400	431,400	509,700
	19	264,300	299,100	359,000	378,700	433,000	510,300
	20	266,100	301,500	360,700	380,000	434,500	511,000
	21	267,800	303,700	362,400	381,400	435,700	511,700
	22	269,100	305,900	364,200	383,000	437,100	
	23	270,400	308,200	365,900	384,600	438,500	
	24	271,600	310,400	367,600	386,100	439,900	
	25	272,800	312,500	369,300	387,600	441,500	
	26	274,000	314,500	370,600	389,300	442,900	
	27	275,200	316,400	372,000	391,000	444,200	
	28	276,400	318,200	373,400	392,500	445,600	
	29	277,600	320,100	374,900	394,100	447,000	
	30	278,500	322,000	376,500	395,700	448,300	
	31	279,600	323,800	378,100	397,300	449,800	
	32	280,700	325,500	379,700	398,900	451,300	
	33	281,800	327,300	381,300	400,500	453,000	
	34	282,900	329,100	382,900	402,100	454,400	
	35	284,100	330,800	384,500	403,600	456,000	
	36	285,400	332,500	386,000	405,100	457,500	
	37	286,600	334,200	387,600	406,600	459,200	
	38	287,700	336,000	389,300	408,100	460,700	
	39	288,900	337,800	390,900	409,600	462,300	
	40	290,000	339,500	392,400	411,000	463,900	
	41	291,300	341,000	393,900	412,300	465,400	
	42	292,300	342,800	395,500	413,800	467,000	
	43	293,300	344,600	397,000	415,300	468,200	
	44	294,200	346,400	398,500	416,700	469,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	294,800	348,100	400,000	418,200	470,600
	46	295,700	350,000	401,600	419,800	471,900
	47	296,500	351,800	403,200	421,400	473,100
	48	297,300	353,600	404,600	422,800	474,300
	49	298,000	355,400	406,000	424,100	475,400
	50	298,800	357,200	407,400	425,500	476,600
	51	299,500	359,000	408,800	426,900	477,800
	52	300,400	360,700	410,200	428,200	479,000
	53	301,200	362,400	411,600	429,400	480,200
	54	302,000	363,800	413,200	430,600	481,500
	55	302,600	365,300	414,600	431,900	482,700
	56	303,400	366,800	416,000	433,200	483,900
	57	304,100	368,400	417,100	434,500	485,000
	58	304,700	370,000	418,500	435,800	485,600
	59	305,500	371,500	419,900	437,200	486,100
	60	306,400	373,100	421,200	438,500	486,600
	61	307,100	374,700	422,400	439,700	487,100
	62	307,700	376,300	423,600	441,100	487,700
	63	308,500	378,000	424,900	442,500	488,200
	64	309,100	379,500	426,200	443,800	488,700
	65	310,100	381,100	427,400	445,000	489,200
	66	310,900	382,700	428,600	446,200	489,800
	67	311,600	384,300	429,900	447,500	490,300
	68	312,400	385,800	431,100	448,900	490,800
	69	313,000	387,300	432,400	450,200	491,300
	70	313,700	388,900	433,600	451,400	
	71	314,400	390,300	434,800	452,500	
	72	315,100	391,800	436,000	453,700	
	73	315,800	393,300	437,100	454,900	
	74	316,500	394,900	438,200	456,000	
	75	317,300	396,500	439,400	457,200	
	76	317,800	398,000	440,700	458,200	
	77	318,400	399,400	441,700	459,300	
	78	319,200	400,800	442,700	460,300	
	79	319,900	402,300	443,700	461,300	
	80	320,500	403,600	444,700	462,300	
	81	321,100	404,900	445,700	463,200	
	82	321,700	406,300	446,700	464,000	
	83	322,400	407,600	447,700	464,800	
	84	323,100	409,000	448,700	465,600	
	85	323,700	410,100	449,500	466,400	
	86	324,600	411,500	450,400	466,800	
	87	325,300	412,800	451,200	467,200	
	88	325,900	414,100	452,100	467,600	
	89	326,600	415,300	452,800	468,000	
	90	327,400	416,600	453,500	468,300	
	91	328,100	417,700	454,000	468,600	
	92	328,900	418,900	454,600	468,800	

93	329, 400	420, 100	455, 100	469, 100
94	330, 100	421, 200	455, 400	469, 400
95	330, 800	422, 500	455, 800	469, 700
96	331, 500	423, 700	456, 100	469, 900
97	332, 200	425, 100	456, 300	470, 100
98	332, 800	426, 100	456, 700	
99	333, 600	427, 100	457, 000	
100	334, 300	428, 100	457, 200	
101	335, 100	429, 000	457, 400	
102	335, 900	430, 000	457, 700	
103	336, 800	431, 100	458, 000	
104	337, 600	432, 200	458, 200	
105	338, 200	432, 900	458, 400	
106	339, 000	433, 800	458, 700	
107	339, 800	434, 700	459, 000	
108	340, 600	435, 600	459, 200	
109	341, 300	436, 500	459, 400	
110	341, 700	437, 300	459, 700	
111	341, 900	438, 100	460, 000	
112	342, 400	438, 900	460, 200	
113	342, 900	439, 500	460, 400	
114	343, 300	440, 200		
115	343, 800	440, 900		
116	344, 200	441, 600		
117	344, 600	442, 200		
118	345, 200	442, 700		
119	345, 600	443, 100		
120	346, 100	443, 400		
121	346, 600	443, 700		
122	347, 000	444, 000		
123	347, 400	444, 300		
124	347, 900	444, 500		
125	348, 400	444, 700		
126	348, 700	445, 000		
127	349, 000	445, 300		
128	349, 300	445, 500		
129	349, 500	445, 700		
130	349, 800	446, 000		
131	350, 100	446, 300		
132	350, 300	446, 500		
133	350, 500	446, 700		
134	350, 700	447, 000		
135	350, 900	447, 300		
136	351, 200	447, 500		
137	351, 500	447, 700		
138	351, 700	448, 000		
139	352, 000	448, 300		
140	352, 300	448, 500		

	141	352, 500	448, 700				
	142	352, 700	449, 000				
	143	353, 000	449, 300				
	144	353, 200	449, 500				
	145	353, 500	449, 700				
	146	353, 700	450, 000				
	147	354, 000	450, 300				
	148	354, 300	450, 500				
	149	354, 500	450, 700				
	150	354, 700					
	151	355, 000					
	152	355, 300					
	153	355, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		270, 500	315, 700	332, 200	348, 600	379, 800	475, 600

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に15,400円を、その職務の級が6級である職員の給料月額にあってはこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	224,900	246,600	326,300	347,000	377,600	465,600
	2	227,300	249,000	328,200	348,900	379,200	467,000
	3	229,800	251,400	330,200	350,800	380,800	468,200
	4	232,100	254,000	331,900	352,600	382,300	469,500
	5	234,300	256,500	333,600	354,300	383,700	470,600
	6	236,700	258,900	335,400	356,300	385,200	471,700
	7	238,900	261,300	337,200	358,200	386,500	472,900
	8	241,200	263,800	338,900	360,000	387,900	474,200
	9	243,400	266,300	340,600	361,900	389,400	475,500
	10	245,600	267,900	342,600	363,900	390,700	476,700
	11	247,800	269,500	344,400	365,900	392,200	477,800
	12	250,100	271,100	346,200	367,600	393,400	478,900
	13	252,400	272,700	347,700	369,400	394,800	480,100
	14	254,500	274,100	349,600	371,100	396,100	480,900
	15	256,600	275,500	351,500	372,800	397,300	481,800
	16	258,700	276,900	353,300	374,400	398,500	482,700
	17	260,700	278,400	355,000	376,000	399,600	483,600
	18	262,600	279,600	357,200	377,400	400,900	484,000
	19	264,300	280,900	359,000	378,700	402,200	484,500
	20	266,100	282,000	360,700	380,000	403,300	485,000
	21	267,800	283,300	362,400	381,400	404,300	485,500
	22	269,100	284,400	364,200	383,000	405,500	485,900
	23	270,400	285,500	365,900	384,600	406,700	486,400
	24	271,600	286,700	367,600	386,100	407,800	486,900
	25	272,800	288,100	369,300	386,800	408,900	487,400
	26	273,900	289,700	370,600	388,300	410,000	
	27	275,000	291,400	372,000	389,700	411,100	
	28	276,100	293,100	373,400	391,100	412,200	
	29	277,400	294,800	374,900	392,200	413,300	
	30	278,400	296,900	376,300	393,600	414,500	
	31	279,500	299,100	377,900	394,900	415,700	
	32	280,600	301,500	379,300	396,200	416,800	
	33	281,700	303,700	380,600	397,500	417,700	
	34	282,700	305,900	382,200	398,600	418,800	
	35	283,700	308,200	383,600	399,700	420,000	
	36	284,800	310,400	384,900	401,000	421,200	
	37	286,000	312,500	386,200	402,200	422,300	
	38	286,900	314,500	387,700	403,300	423,600	
	39	287,900	316,400	389,200	404,500	424,800	
	40	289,000	318,200	390,700	405,600	425,900	
	41	290,200	320,100	392,000	406,700	427,000	
	42	291,300	322,000	393,200	407,800	428,300	
	43	292,400	323,800	394,400	409,000	429,300	
	44	293,500	325,500	395,500	410,100	430,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	294,500	327,300	396,600	411,300	431,600
	46	295,300	329,100	397,800	412,500	432,800
	47	296,100	330,800	399,000	413,700	434,000
	48	296,900	332,500	400,100	414,800	435,200
	49	297,500	334,200	401,200	415,700	436,300
	50	298,300	336,000	402,300	416,900	437,300
	51	299,000	337,800	403,400	417,900	438,700
	52	299,700	339,500	404,500	419,000	439,900
	53	300,600	341,000	405,600	419,800	441,000
	54	301,400	342,800	406,800	420,900	442,200
	55	301,900	344,600	407,900	421,900	443,300
	56	302,600	346,400	409,000	423,000	444,400
	57	303,300	348,100	410,000	424,100	445,400
	58	304,100	350,000	411,100	425,100	446,600
	59	304,900	351,800	412,000	426,200	447,800
	60	305,600	353,600	413,100	427,300	449,000
	61	306,200	355,400	413,900	428,300	449,600
	62	306,900	357,200	415,000	429,400	450,400
	63	307,600	359,000	415,900	430,500	451,100
	64	308,200	360,700	416,800	431,500	451,700
	65	308,800	362,400	417,800	432,400	452,000
	66	309,500	363,800	418,700	433,300	452,300
	67	310,100	365,300	419,700	434,300	452,700
	68	310,700	366,800	420,700	435,300	453,100
	69	311,400	368,400	421,600	436,100	453,400
	70	312,100	369,800	422,700	437,000	453,800
	71	312,700	371,400	423,700	437,700	454,100
	72	313,600	372,900	424,600	438,500	454,400
	73	313,900	374,300	425,500	439,200	454,700
	74	314,600	375,900	426,400	439,800	455,000
	75	315,300	377,400	427,300	440,500	455,300
	76	315,800	378,800	428,300	441,200	455,600
	77	316,400	380,200	429,100	441,800	455,800
	78	317,100	381,800	429,800	442,500	456,100
	79	317,700	383,300	430,600	443,000	456,400
	80	318,300	384,900	431,400	443,600	456,600
	81	318,900	386,200	432,000	444,000	456,800
	82	319,500	387,500	432,700	444,400	457,100
	83	320,100	388,800	433,400	444,700	457,400
	84	320,700	390,100	434,000	445,000	457,600
	85	321,100	391,200	434,500	445,200	457,800
	86	321,500	392,400	435,300	445,500	458,100
	87	322,000	393,300	435,800	445,800	458,400
	88	322,500	394,400	436,400	446,000	458,600
	89	322,900	395,500	436,900	446,200	458,800
	90	323,300	396,600	437,500	446,500	
	91	323,700	397,700	437,900	446,800	
	92	324,100	398,700	438,300	447,000	

93	324, 400	399, 900	438, 500	447, 200
94	324, 800	400, 900	438, 800	447, 500
95	325, 200	401, 900	439, 100	447, 800
96	325, 500	403, 000	439, 300	448, 000
97	325, 800	404, 000	439, 600	448, 200
98	326, 200	405, 000	439, 900	448, 500
99	326, 500	405, 900	440, 200	448, 800
100	326, 800	406, 800	440, 400	449, 000
101	327, 200	407, 700	440, 700	449, 200
102	327, 500	408, 700	441, 000	449, 500
103	327, 800	409, 500	441, 300	449, 800
104	328, 100	410, 400	441, 500	450, 000
105	328, 300	411, 200	441, 700	450, 300
106	328, 600	412, 100	442, 000	
107	328, 900	413, 000	442, 300	
108	329, 100	413, 900	442, 500	
109	329, 300	414, 700	442, 700	
110	329, 500	415, 700	443, 000	
111	329, 800	416, 600	443, 300	
112	330, 100	417, 500	443, 500	
113	330, 400	418, 100	443, 700	
114	330, 600	419, 000		
115	330, 800	419, 900		
116	331, 100	420, 800		
117	331, 400	421, 700		
118	331, 600	422, 400		
119	331, 800	423, 200		
120	332, 100	424, 000		
121	332, 300	424, 600		
122	332, 500	425, 300		
123	332, 700	426, 000		
124	333, 000	426, 600		
125	333, 200	427, 200		
126		427, 900		
127		428, 400		
128		429, 000		
129		429, 600		
130		430, 200		
131		430, 700		
132		431, 200		
133		431, 500		
134		431, 800		
135		432, 000		
136		432, 300		
137		432, 600		
138		432, 900		
139		433, 200		
140		433, 500		

	141		433, 800				
	142		434, 100				
	143		434, 400				
	144		434, 700				
	145		435, 000				
	146		435, 300				
	147		435, 600				
	148		435, 800				
	149		436, 000				
	150		436, 300				
	151		436, 600				
	152		436, 800				
	153		437, 000				
	154		437, 300				
	155		437, 600				
	156		437, 800				
	157		438, 000				
	158		438, 300				
	159		438, 600				
	160		438, 800				
	161		439, 000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		261, 300	312, 600	328, 200	343, 800	373, 100	464, 200

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に15,600円を、その職務の級が6級である職員の給料月額にあってはこの表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とする。

別記第5 切替要領

1 職務の級の切替え

令和9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員であつて同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 号俸の切替え

前記1により新級が定められる職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

別表 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
教育職給料表(1)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級
教育職給料表(2)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級

参 考 資 料

目次

第1部 職員給与関係資料

令和8年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	50
第18表 民間における住宅手当の支給状況	50
第19表 民間における転勤をした者に対する手当等の支給状況	51
第20表 民間における転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	51
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第22表 民間における定年制の状況	52
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	52
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	52

第3部 生計費関係資料

第25表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	53
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標	54
-------------	----

第25表及び第26表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和8年8月31日（月）現在で公表しているものを使用した。

第 1 部 職員給与関係資料

令和 8 年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和 8 年 4 月 1 日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)）の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、技能労務職員、特定任期付職員、会計年度任用職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 臨時的任用職員
- ③ 「職員の給与に関する条例」附則第 32 項により給料月額が決定される職員

- (2) 調査対象の職員のうち、暫定再任用職員（短時間勤務職員含む）、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第 1 表から第 10 表）には含めずに、それぞれ第 11 表から第 12 表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条第 1 項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条の 2 の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知 事 部 局	人 3,798	人	人	人	人 205
警 察	511	3,799			21
教育委員会	501				33
高等学校等	384		4,086		
中・小学校	319			6,168	
そ の 他	90				
計	5,603	3,799	4,086	6,168	259
比 率	% 27.7	% 18.8	% 20.2	% 30.5	% 1.3

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

適用職員数

医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	計	比率
人 19	人 190	人 95	人 4,307	% 21.3
		3	4,334	21.4
	2		536	2.6
	7		4,477	22.1
	10		6,497	32.1
			90	0.4
19	209	98	20,241	100.0
% 0.1	% 1.0	% 0.5	% 100.0	

第2表

給 料 表 別

給 料 表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)
給与月額等					
職	員 数	5,603 人	3,799	4,086	6,168
給	料 総 額	1,932,066,500 円	1,369,894,300	1,602,743,000	2,292,194,900
給	料 の 調 整 額 総 額	1,539,100 円	190,200	14,459,000	9,271,200
教	職 調 整 額 総 額	円		74,802,110	98,388,970
義	務教育等教員特別手当総額	円		18,060,095	30,483,992
扶	養 手 当 総 額	41,030,000 円	53,213,000	36,908,500	41,516,500
地	域 手 当 総 額	86,179,384 円	61,151,528	51,412,851	39,711,240
給	与 小 計	2,060,814,984 円	1,484,449,028	1,798,385,556	2,511,566,802
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	42,811,000 円	17,771,500	31,597,300	50,242,200
	管 理 職 手 当 総 額	49,654,900 円	7,678,300	12,252,600	34,785,500
	単身赴任手当(基礎額)総額	1,740,000 円	7,140,000	210,000	1,650,000
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	140,400 円			
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	108,660 円	507,366		
	へ き 地 手 当 等 総 額	345,212 円			6,832,968
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	2,913,230 円	1,829,574	3,340,922	6,415,860
給 与 合 計		2,158,528,386 円	1,519,375,768	1,845,786,378	2,611,493,330
職 員 一 人 当 た り	給 料 月 額	344,827 円	360,593	392,252	371,627
	給 料 の 調 整 額	275 円	50	3,539	1,503
	教 職 調 整 額	円		18,307	15,952
	義 務 教育等教員特別手当	円		4,420	4,942
	扶 養 手 当	7,323 円	14,007	9,033	6,731
	地 域 手 当	15,381 円	16,097	12,583	6,438
	給 与 小 計	367,806 円	390,747	440,134	407,193
そ の 他 手 当	住 居 手 当	7,641 円	4,678	7,733	8,146
	管 理 職 手 当	8,862 円	2,021	2,999	5,640
	単身赴任手当(基礎額)	311 円	1,879	51	268
	初 任 給 調 整 手 当	25 円			
	特 地 勤 務 手 当 等	19 円	134		
	へ き 地 手 当 等	62 円			1,108
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	520 円	482	818	1,040
給 与 合 計		385,246 円	399,941	451,735	423,395
り	経 験 年 数	19.9 年	17.0	21.8	18.1
	修 学 年 数	14.4 年	14.4	15.9	16.0
	年 齢	40.8 歳	37.9	44.2	40.4

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

給 与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
259	19	209	98	20,241
96,514,900	8,883,500	74,725,000	34,112,400	7,411,134,500
228,900		746,450		26,434,850
				173,191,080
				48,544,087
1,841,000	189,000	1,321,000	358,000	176,377,000
3,655,085	1,558,368	2,025,658	764,149	246,458,263
102,239,885	10,630,868	78,818,108	35,234,549	8,082,139,780
2,342,400	183,000	1,288,900	762,000	146,998,300
3,008,800	667,300	1,248,600	130,000	109,426,000
30,000		150,000		10,920,000
100,200	4,787,100	881,400		5,909,100
				616,026
				7,178,180
230,330	16,500	210,154	97,658	15,054,228
107,951,615	16,284,768	82,597,162	36,224,207	8,378,241,614
372,644	467,553	357,536	348,086	366,145
884		3,572		1,306
				8,556
				2,398
7,108	9,947	6,321	3,653	8,714
14,112	82,019	9,692	7,797	12,176
394,748	559,519	377,121	359,536	399,295
9,044	9,632	6,167	7,776	7,262
11,617	35,121	5,974	1,327	5,406
116		718		539
387	251,953	4,217		292
				30
				355
889	868	1,006	997	744
416,801	857,093	395,203	369,636	413,923
21.2	17.0	19.3	16.6	19.2
15.7	16.0	15.7	15.9	15.2
43.8	39.8	41.9	39.2	40.9

て掲載している。

第3表

給 料 表 別 、 級 別 平 均 給

給料表 区分 級	行 政 職					公 安 職					教 育 職	
	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額
1	人 771	円 238,621	歳 23.3	年 3.5	年 13.8	人 284	円 263,493	歳 21.2	年 1.6	年 13.5	人 164	円 304,169
2	948	273,521	30.9	9.6	14.6	656	295,110	26.6	6.5	14.0	3,556	388,560
特2											143	450,623
3	977	314,018	36.4	14.9	15.0	729	322,765	34.1	13.0	14.6	134	467,291
4	1,153	380,772	45.5	24.4	14.4	1,118	381,591	41.8	20.6	14.6	89	495,324
5	1,053	409,208	52.1	31.5	14.2	730	426,145	47.1	25.8	14.7		
6	369	423,565	54.7	34.1	14.2	169	442,883	49.9	28.7	14.7		
7	217	450,741	55.1	33.8	14.9	31	454,968	50.4	29.4	14.2		
8	89	491,010	56.6	35.2	15.1	57	472,388	53.3	32.6	14.2		
9	26	548,615	56.9	34.7	15.8	25	503,716	54.5	34.9	13.4		
10												
合計	5,603	344,827	40.8	19.9	14.4	3,799	360,593	37.9	17.0	14.4	4,086	392,252

給料表 区分 級	医 療 職 (医師等)					医 療 職 (薬剤師等)					医 療 職	
	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額	年齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給料月額
1	人 9	円 370,300	歳 25.6	年 3.3	年 16.0	人	円	歳	年	年	人	円
2	2	492,550	52.0	26.0	16.0	32	266,619	26.8	4.3	16.0	22	288,036
3	5	557,620	52.6	29.7	16.0	29	297,772	32.1	9.2	16.0	19	310,958
4	3	592,533	53.0	31.0	16.0	17	328,294	37.0	14.6	15.9	14	330,121
5						116	391,816	47.5	25.0	15.5	37	395,214
6						8	423,713	54.0	32.0	16.0	6	437,133
7						7	448,057	56.0	33.2	16.0		
合計	19	467,553	39.8	17.0	16.0	209	357,536	41.9	19.3	15.7	98	348,086

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
36.1	14.0	15.0						52	269,802	27.1	5.2	15.7
43.6	21.2	15.9	5,207	357,911	38.1	15.8	16.0	40	324,648	35.6	12.3	16.0
52.0	29.4	16.0	244	426,782	50.1	27.8	15.9					
53.1	30.9	16.0	375	439,938	51.9	29.5	16.0	121	400,825	48.6	26.0	15.6
56.9	34.7	15.9	342	466,195	56.3	34.0	16.0	37	442,586	56.9	34.2	15.9
								9	513,756	58.2	35.6	16.0
44.2	21.8	15.9	6,168	371,627	40.4	18.1	16.0	259	372,644	43.8	21.2	15.7

(保健師等)		
年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.8	4.3	16.0
34.3	11.3	15.9
36.0	13.4	16.0
47.4	25.0	15.7
56.8	34.9	16.0
39.2	16.6	15.9

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その１）

行政職		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	1							1	6		
2	2								18	2	
3	3				1				26	3	
4	4							1			
5	5								34	17	
6	6								5	4	
7	7										
8	8	1									
9	9	32									
10	10										
11	11										
12	12	34	67	6							
13	13	11	11	2							
14	14	1	62	38				19			
15	15	10	9	3				77			
16	16	26	51	25				17			
17	17	2	5	5				15			
18	18	11	76	34				2			
19	19	6	7	11				22			
20	20	20	45	50				1			
21	21	1	13	8				13			
22	22	15	67	40				12			
23	23	3	5	6				2			
24	24	32	35	65	41			7			
25	25	2	14	13	13			4			
26	26	16	59	39	27			3			
27	27	13	19	5	11			5			
28	28	18	51	31	27			7			
29	29	69	8	16	9			4			
30	30	21	74	45	30	1					
31	31	7	12	10	11			2			
32	32	90	39	62	26			2			
33	33	10	16	13	17						
34	34	35	31	49	30						
35	35	11	9	18	12						
36	36	74	26	62	29		1				
37	37	14	9	16	7		1				
38	38	35	20	49	18	2	3	1			
39	39	11	5	26	16	1	26				
40	40	59	10	39	14	2	13				
41	41	15	7	25	11		112				
42	42	41	10	53	22	4	6				
43	43	16	8	11	11	1	19				
44	44	3	7	11	26	6	17				
45	45	3	1	3	11	1	36				
46	46	1	1	8	25	6	8				
47	47	1	4	1	12	2	17				
48	48		7	2	18	3	10				
49	49		4	3	15	1	14				
50	50	1	1	6	21	10	4				
51	51		4	8	7	5	13				
52	52			1	23	6	2				
53	53		5	3	15	6	9				
54	54		2		25	11	5				
55	55		3		14	2	7				
56	56		1	3	26	9	4				
57	57		2	1	12	4	2				
58	58		1	3	17	8	1				
59	59		1		16	5	2				
60	60			3	20	29	1				
61	61		1		11	20	3				
62	62		1	1	30	26	1				
63	63		1		7	9	1				
64	64			1	19	18	1				
65	65			1	13	23	2				
66	66		2	1	18	23	1				
67	67		1	1	11	10	2				
68	68		3	1	21	23					
69	69			2	9	24					
70	70		1	3	21	26	1				
71	71		2	1	6	14	2				
72	72		1	3	14	28					
73	73			2	13	41	22				
74	74		1		13	32					
75	75				5	18					
76	76				13	25					
77	77		1		10	27					
78	78			2	15	32					
79	79			2	3	20					
80	80				12	35					
81	81			1	2	20					
82	82			2	12	31					
83	83			1	10	25					
84	84			1	12	36					

行政職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85		1		5	342					
86				4						
87			1	9						
88			2	5						
89			1	7						
90			1	5						
91				5						
92				4						
93				123						
94			2							
95			2							
96		1	1							
97			1							
98			1							
99		1								
100			3							
101										
102			1							
103										
104										
105										
106			1							
107										
108										
109			3							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		6								
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	771	948	977	1,153	1,053	369	217	89	26	

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その2）

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2								1	
3									
4									
5									19
6									6
7	43								
8									
9									
10	34								
11	5	1							
12			1						
13	9								
14									
15	2								
16	31	31	2						
17	1								
18		4	1						
19	6	5							
20	22	22							
21	2	1							
22	1	9	1	2					
23	8	1							
24	1	24	1	1					
25	54	5						1	
26		45	1	3				4	
27	3	5		1					
28	45	24	1	3				15	
29	5	3	2					4	
30	1	55	5	1	1			1	
31	4	8	2	1					
32		28	2	3				12	
33	2	8	2						
34		51	7	7	1			5	
35		10	1					1	
36		31	9	10	9			1	
37	2	6		1	11				
38		37	14	11	6			2	
39		9	3	2	5		1	1	
40		22	35	18	8			3	
41	1	3	2	3	11		3	3	
42		42	43	20	10		1	1	
43	1	10	3	5	11		11		
44		31	25	21	15				
45	1	8	11	6	9			2	
46		34	39	28	20		2		
47		12	10	2	15		5		
48		17	26	39	12		3		
49		3	14	22	13		2		
50		41	39	26	14				
51		6	9	5	13				
52		1	27	26	15	1			
53			6	14	15	5	2		
54		1	39	24	13	4			
55			9	11	16				
56		1	27	32	17	1			
57		1	5	17	15	1			
58			28	20	15	3			
59			9	18	16	5	1		
60			29	45	16	3			
61			13	9	12	3			
62			22	42	14	4			
63			8	10	20	3			
64			21	33	19	7			
65			6	17	15	2			
66			29	30	7	7			
67			9	9	9	4			
68			14	27	19	4			
69			6	13	9	2			
70			20	29	7	7			
71			10	13	14	7			
72			12	21	16	13			
73			6	3	13	1			
74			8	17	11	2			
75			5	2	14	2			
76			9	18	9	3			
77			5	9	7	7			
78			8	13	11	3			
79			1	8	9	14			
80			10	25	12	2			
81			4	14	2	6			
82			6	13	9	1			
83			4	11	10	4			
84				14	10	5			

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				12	10	33			
86			1	10	7				
87				7	8				
88				9	9				
89				9	3				
90				12	9				
91				8	8				
92				8	2				
93				6	74				
94				11					
95				4					
96				13					
97				5					
98				8					
99				11					
100				7					
101									
102				5					
103				7					
104				4					
105			1	4					
106				5					
107				6					
108				4					
109				8					
110				5					
111				4					
112				7					
113				4					
114				3					
115				3					
116				4					
117				5					
118				4					
119			1	3					
120				5					
121				2					
122				1					
123				7					
124				4					
125				26					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	284	656	729	1,118	730	169	31	57	25

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		36			
6					
7		1			1
8	1	25			
9		16			
10		3			
11	1	4			
12		41			2
13		12			2
14		11			2
15		11			1
16		31			5
17		26			5
18		13			6
19		10			9
20	1	37			7
21		10			49
22		23			
23		7			
24		25			
25	1	10			
26		11			
27	1	12			
28	3	22			
29	1	11			
30		16			
31	2	12			
32	1	31			
33	1	6			
34	2	9			
35	2	10		1	
36		24			
37		16			
38	1	22			
39		16			
40		18			
41	3	19			
42	2	31		1	
43	1	14		5	
44	2	32		5	
45	2	21		8	
46		26		2	
47	3	9		2	
48	2	27		4	
49	1	10		4	
50	2	25		15	
51		18		5	
52	1	28		2	
53		21		2	
54	1	32	1	5	
55	2	29		2	
56	3	32	1	10	
57	2	6		6	
58	2	13	1	6	
59		16	1	2	
60	1	25		4	
61	2	22		4	
62	4	25		6	
63	1	17	1	5	
64	1	45		5	
65	2	14	1	3	
66	2	27		4	
67	2	17			
68	4	30	3	4	
69	1	23		12	
70	4	39	1		
71	2	17	3		
72	1	24			
73		25	1		
74	2	32	2		
75		6	4		
76	4	27	4		
77	1	22	7		
78	4	30	5		
79	2	14	3		
80		31	1		
81	5	19	2		
82	4	22	3		
83	2	24	11		
84	2	28	7		

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人		
85	5	19	6		
86	6	28	2		
87	3	23	5		
88	4	28	1		
89	2	19	4		
90	1	24	2		
91	2	18	2		
92	5	22	2		
93	2	16	1		
94	7	18	6		
95		11	5		
96	4	18	4		
97		4	40		
98	1	7			
99	2	19			
100	1	21			
101		22			
102	2	28			
103		28			
104		17			
105	2	19			
106	1	28			
107	1	12			
108		27			
109	1	16			
110	2	21			
111		23			
112		15			
113	1	10			
114		26			
115		13			
116		19			
117		17			
118		24			
119		20			
120	1	21			
121		16			
122		14			
123		20			
124		22			
125		24			
126		15			
127		29			
128		13			
129		13			
130		19			
131	1	19			
132	1	27			
133		22			
134		29			
135		30			
136		23			
137		12			
138		39			
139		27			
140		42			
141		27			
142		35			
143		33			
144		49			
145		36			
146		52			
147		49			
148		61			
149	1	456			
150					
151					
152					
153	5				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	164	3,556	143	134	89

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					3
5					10
6					20
7					29
8					19
9					25
10					14
11					17
12					9
13					7
14					17
15					18
16					23
17		150			14
18		1			11
19		3			12
20		155			16
21		26			10
22		12			9
23		6			5
24		141			9
25		15			45
26		17			
27		8			
28		152			
29		24			
30		34			
31		6			
32		146			
33		14			
34		29			
35		14			
36		136	1		
37		11			
38		44	2		
39		12	1		
40		104			
41		14			
42		46	1		
43		8			
44		78			
45		11			
46		8	1	1	
47		13	2	1	
48		52	2	1	
49		16	1	1	
50		95	3	1	
51		17		2	
52		63	1	8	
53		25	3		
54		90	5	4	
55		12	1	2	
56		69	5	3	
57		24	1	4	
58		77	2	1	
59		21	1	2	
60		65	4	9	
61		30	2	3	
62		64	3	21	
63		23	3	16	
64		46	4	16	
65		8	8	13	
66		5	5	6	
67		19	3	18	
68		79	3	20	
69		19	7	16	
70		63		11	
71		37	3	14	
72		71	7	15	
73		22	4	12	
74		70	3	9	
75		28	3	12	
76		58	7	14	
77		24	1	9	
78		53	6	8	
79		32	2	4	
80		43	6	12	
81		31	2	6	
82		68	6	11	
83		31	2	4	
84		60	2	13	

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	
85		22	2	6	
86		41	5	6	
87		29	11	3	
88		43	7	5	
89		31	5	32	
90		40	6		
91		27	4		
92		37	5		
93		27	6		
94		30	6		
95		31	4		
96		25	1		
97		26	2		
98		26			
99		24	3		
100		31	7		
101		33			
102		29	2		
103		14	2		
104		33	9		
105		8	28		
106		7			
107		22			
108		32			
109		26			
110		27			
111		19			
112		24			
113		25			
114		27			
115		19			
116		42			
117		17			
118		26			
119		14			
120		16			
121		21			
122		22			
123		21			
124		24			
125		20			
126		19			
127		12			
128		22			
129		17			
130		20			
131		12			
132		13			
133		11			
134		16			
135		10			
136		20			
137		17			
138		16			
139		17			
140		12			
141		10			
142		20			
143		19			
144		16			
145		18			
146		25			
147		11			
148		21			
149		27			
150		17			
151		18			
152		17			
153		32			
154		35			
155		31			
156		37			
157		35			
158		51			
159		43			
160		54			
161		330			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,207	244	375	342

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
人	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					1
6					7
7					1
8					
9					
10					
11					
12					
13			2		
14			3	1	
15			1		
16					
17			1		
18			3		
19			3		
20			1		
21					
22			2		
23			3		
24	1				
25					
26			1		
27					
28			4		
29	3	3			
30		2			
31					
32	2			1	
33		2	4	2	
34	1	1		1	
35		1	1	13	
36	3			2	
37	3	2	1	3	
38		1	2	2	
39	1	2	1	4	
40	2	1	2	1	
41		1	1	1	
42	4	1		1	
43			3	2	
44	5	3	1		
45			2	1	
46		1	1		
47		3	1	1	
48	3	2	1		
49	1				
50	8		2		
51			1	1	
52	3	1	3		
53	1		2		
54	4	1	1		
55		2	3		
56	1	1	1		
57		2			
58	3	3	2		
59	1	2	1		
60	1	1	2		
61		1	1		
62			1		
63			1		
64			1		
65					
66	1		2		
67			1		
68					
69			2		
70					
71			2		
72					
73					
74			1		
75			2		
76			2		
77			2		
78					
79			4		
80			1		
81			3		
82					
83			3		
84					

級 号俸	1	2	3	4	5
人	人	人	人		
85					
86			2		
87					
88			1		
89			26		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	52	40	121	37	9

医療職 (医師等)

級 号俵	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				2
6				1
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24	2			
25				
26				
27				
28	1			
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			3	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				

級 号俵	1	2	3	4
85		1		
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	9	2	5	3

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7		1					
8							
9							
10							
11							
12		2					
13		1					1
14							2
15							3
16		1					
17							
18		1					
19		1					
20			3		3		
21			3				
22		3	1		7		
23		2	1				
24		2	4	2	3		
25			1		2		1
26		4	1		1		
27				1			
28		1	3	2	2		
29					2		
30		6	2	1	2		
31			3	1	1		
32		2	1	2	3		
33					2		
34		1	3	1	1		
35		1	1	2	1		
36		1	1		1		
37				1	1		
38		1	1	1		3	
39					4		
40				1	4		
41					2		
42					1		
43							
44							
45					1	1	
46					1		
47				1	2		
48				1	2		
49					2		
50					1		
51					1	1	
52					2		
53						1	
54					1		
55							
56					1		
57						2	
58					2		
59					1		
60					1		
61					1		
62					2		
63					3		
64					1		
65					1		
66							
67					1		
68					1		
69							
70					1		
71					1		
72					2		
73					1		
74					1		
75					1		
76							
77					2		
78					4		
79					2		
80					1		
81					1		
82					1		
83					1		
84					2		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
85	人	人	人	人	人		
86					24		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		32	29	17	116	8	7

医療職（保健師等）

級 号俵	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12			1			
13						
14			2			
15			1			
16			1	2		
17			2			
18					1	
19						
20			1			
21					1	
22		2	3	1		
23						
24		1	1			
25					1	
26		5		1		
27				1		
28		2	1	2	2	
29				1		
30		3				
31						
32			1	1		
33				1		
34		1	1		2	
35		1				4
36		4	1	2		
37						
38		2			1	
39			1			1
40			1			
41						1
42					1	
43				1		
44					1	
45						
46		1		1	1	
47					1	
48					1	
49					1	
50						
51						
52					1	
53						
54						
55						
56						
57						
58					2	
59						
60						
61					1	
62					1	
63					1	
64					2	
65						
66						
67						
68					1	
69						
70					1	
71						
72						
73						
74					1	
75						
76						
77					2	
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						

級 号俵	1	2	3	4	5	6
85	人	人	人	人	人	
86						
87					1	
88					2	
89					1	
90					1	
91						
92						
93					5	
94						
95						
96						
97						
98						
99			1			
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		22	19	14	37	6

第5表

給料表別、級別、年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
行政職	1		67	453	244	7						
	2				460	377	43	27	27	2	7	3
	3				3	344	479	91	28	5	5	11
	4					1	155	376	378	49	31	28
	5						1	54	194	90	91	114
	6								12	12	25	32
	7					2			7	2	12	12
	8										2	1
	9							1				
	10											
	計		67	453	707	731	678	549	646	160	173	201
公安職	1		76	191	15	2						
	2			139	435	79	3					
	3			4	67	369	208	75	6			
	4				2	83	386	328	186	15	11	20
	5						41	225	230	33	30	28
	6							20	68	10	13	10
	7							1	12	1	7	3
	8						1		3	4	7	8
	9									1	2	1
	計		76	334	519	533	639	649	505	64	70	70
教育職（高校等）	1		1	9	25	29	56	27	7		3	
	2			143	355	399	425	414	450	106	97	123
	特2							7	37	9	12	13
	3								16	12	17	17
	4											1
	計		1	152	380	428	481	448	510	127	129	154
教育職（中・小）	1											
	2			506	948	876	796	539	434	79	71	87
	特2						7	48	60	7	7	9
	3							10	93	39	24	39
	4									1	6	16
	計			506	948	876	803	597	587	126	108	151

職 員 数 （ そ の 1 ）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								771	23.3
	1			1				948	30.9
3	3	1	1	2		1		977	36.4
34	24	21	13	20	16	7		1,153	45.5
107	89	87	71	61	70	24		1,053	52.1
39	38	63	50	39	32	26	1	369	54.7
17	20	31	30	32	36	16		217	55.1
4	3	17	10	18	15	19		89	56.6
		2	3	8	4	8		26	56.9
204	178	222	178	181	173	101	1	5,603	40.8
								284	21.2
								656	26.6
								729	34.1
21	6	14	14	13	11	8		1,118	41.8
32	28	22	15	15	14	17		730	47.1
8	11	7	4	7	6	5		169	49.9
3	2				1	1		31	50.4
4	8	8	5	4	3	2		57	53.3
3	7	3	4	1	2	1		25	54.5
71	62	54	42	40	37	34		3,799	37.9
2	1	1	2	1				164	36.1
152	142	166	146	155	157	125	1	3,556	43.6
12	7	8	11	9	13	5		143	52.0
13	12	17	9	7	9	5		134	53.1
2	5	12	8	25	17	19		89	56.9
181	167	204	176	197	196	154	1	4,086	44.2
106	118	107	123	143	135	139		5,207	38.1
19	9	6	17	9	26	20		244	50.1
37	24	27	29	25	16	12		375	51.9
20	27	44	45	53	72	58		342	56.3
182	178	184	214	230	249	229		6,168	40.4

第5表

給料表別、級別、年齢別

給料表	年齢	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
	級											
研究職	1			12	34	5						
	2					17	19	2	2			
	3						8	24	36	3	5	7
	4											
	5											
	計			12	34	22	27	26	38	3	5	7
医療職 (医師等)	1			1	8							
	2						1					
	3							1	1			
	4											2
	計			1	8		1	1	1			2
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			5	24	3						
	3				1	25	3					
	4					3	11	3				
	5						14	25	35	1	7	6
	6										1	1
	7											
	計			5	25	31	28	28	35	1	8	7
医療職 (保健師等)	1											
	2			2	17	2	1					
	3				3	9	4	2				
	4					4	9	1				
	5						1	11	12	1	4	
	6											
	計			2	20	15	15	14	12	1	4	

職 員 数（ そ の 2 ）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
		1						52	27.1
								40	35.6
7	3	7	11	6		4		121	48.6
	3	6	5	8	9	6		37	56.9
				2	3	4		9	58.2
7	6	14	16	16	12	14		259	43.8
								9	25.6
							1	2	52.0
			1		1		1	5	52.6
		1						3	53.0
		1	1		1		2	19	39.8
								32	26.8
								29	32.1
								17	37.0
5	4	3	4	1	4	7		116	47.5
1	2	2			1			8	54.0
2		1		1	3			7	56.0
8	6	6	4	2	8	7		209	41.9
								22	26.8
	1							19	34.3
								14	36.0
1	2	1	1		2	1		37	47.4
	1		2	1		2		6	56.8
1	4	1	3	1	2	3		98	39.2

第6表

給料表別、級別、経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
行政職	1	111	136	127	116	65	58	50	53	35	12	3	1	1	3							
	2		1	2	1	86	91	92	98	103	93	83	58	46	75	44	12	6	12	6	4	5
	3			4					1	6	53	65	101	77	136	157	133	58	34	32	20	12
	4													3	6	5	27	67	71	55	62	71
	5																		1	1	8	13
	6																					
	7												2									
	8																					
	9																				1	
	10																					
	計	111	137	133	117	151	149	142	152	144	158	151	162	127	220	206	172	131	118	94	95	101
公安職	1	96	96	39	38	5	5	4						1								
	2			40	53	113	80	91	83	63	41	36	24	19	10	3						
	3					2	5	11	12	47	68	72	92	78	71	65	52	35	35	19	25	16
	4										2	4	13	40	69	59	77	72	85	81	93	98
	5																6	11	16	29	40	53
	6																			2	1	3
	7																					
	8																		1			
	9																					
	計	96	96	79	91	120	90	106	95	110	111	112	129	138	150	127	135	118	137	131	159	170
教育職（高校等）	1		2	4	2	6	7	3	6	8	5	11	8	6	11	12	15	16	9	7	6	3
	2	36	48	73	82	77	59	72	73	80	88	72	100	103	85	85	93	94	89	74	94	79
	特2	1																			1	2
	3																					
	4																					
	計	37	50	77	84	83	66	75	79	88	93	83	108	109	96	97	108	110	98	81	101	84
教育職（中・小）	1																					
	2	150	190	181	221	202	206	181	166	196	201	172	179	174	201	179	169	150	121	123	121	119
	特2															1	1	4	4	7	13	8
	3																				1	3
	4																					
	計	150	190	181	221	202	206	181	166	196	201	172	179	174	201	180	170	154	125	130	135	130

年 数 別 職 員 数 (そ の 1)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	42年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
																						771	3.5
3	5	8	3	3	1	4	1	1			1											948	9.6
15	14	10	3	2	5	4	4	2	4	4	5	4	8	2	1		1					977	14.9
85	63	87	64	66	49	38	56	57	28	24	40	23	25	25	16	12	11	10	6		1	1,153	24.4
19	22	20	33	32	40	45	62	52	82	69	74	88	107	86	62	52	34	15	24	12		1,053	31.5
		3	2	2	6	6	10	14	26	22	26	58	41	33	28	35	12	14	18	13		369	34.1
				1	2	7	10	9	13	11	24	16	20	36	20	15	9	5	11	6		217	33.8
								2	3	7	9	11	14	11	7	4		6	8	7		89	35.2
											2	3	5	4	5	5				1		26	34.7
122	104	128	105	106	103	104	143	137	156	137	181	203	220	197	139	123	67	50	67	39	1	5,603	19.9
																						284	1.6
																						656	6.5
10	8	3	1		1		1															729	13.0
64	47	47	53	32	27	15	19	21	5	6	13	7	20	9	3	12	9	5	6	5		1,118	20.6
65	47	51	83	52	29	24	25	26	23	16	16	16	25	15	18	12	7	9	8	8		730	25.8
5	12	8	16	18	18	4	12	10	9	4	3	4	7	5	8	6	2	6	3	3		169	28.7
		1	2	2	6	1	5	4	1		2	1	1	2	1	1	1					31	29.4
			1	1	2	2	4	6	5	5	2	1	6	4	5	5	3	1	2	1		57	32.6
							1		3	1	2	4	1	1	4	3	1	2	1	1		25	34.9
144	114	110	156	105	83	46	67	67	46	32	38	33	60	36	39	39	23	23	20	18		3,799	17.0
1	3	1	1	1	1	1	2			1		2	1	1			1					164	14.0
85	95	89	84	98	91	103	108	110	139	148	147	143	129	146	132	40	7	3	2	1		3,556	21.2
4	3	2	8	10	11	12	15	7	13	4	10	6	15	8	6	5						143	29.4
			1	4	10	11	8	21	14	15	19	6	6	9	6	4						134	30.9
								2	3	2	8	10	18	19	18	8	1					89	34.7
90	101	92	94	113	113	127	133	140	169	170	184	167	169	183	162	57	9	3	2	1		4,086	21.8
101	85	115	97	74	74	74	77	71	103	96	111	98	108	125	119	69	6	2				5,207	15.8
15	12	18	14	11	9	7	3	12	11	14	10	11	8	22	20	9						244	27.8
4	7	13	26	19	27	40	34	25	30	34	27	27	19	20	14	4	1					375	29.5
				1		1	4	14	16	27	40	50	45	54	66	24						342	34.0
120	104	146	137	105	110	122	118	122	160	171	188	186	180	221	219	106	7	2				6,168	18.1

第6表

給料表別、級別、経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
研究職	1	3	2	7	5	8	11	7	4	2		1	1									
	2									3	6	4	3	7	4	6	4	2	1			
	3														1	1	4	3	6	5	1	9
	4																					
	5																					
	計	3	2	7	5	8	11	7	4	5	6	5	4	7	5	7	8	5	7	5	1	9
医療職（医師等）	1			3	3	2	1															
	2																1					
	3																					1
	4																					
	計			3	3	2	1										1					1
医療職（薬剤師等）	1																					
	2	1	1	4	5	6	7	7		1												
	3								3	9	4	8	5									
	4												1	3	2	4	3	1	2			
	5															2	5	5	8	4	9	6
	6																					
	7																					
	計	1	1	4	5	6	7	7	3	10	4	8	6	3	2	6	8	6	10	4	9	6
医療職（保健師等）	1																					
	2			2	8	3	6	1	1	1												
	3							1	4	2	4	1	1		2	1	1		1			
	4											2	1	3	1	4	1		2			
	5																1	1		6	1	
	6																					
	計			2	8	3	6	2	5	3	4	3	2	3	3	5	3	1	3	6	1	

年 数 別 職 員 数 (そ の 2)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
										1											52	5.2
																					40	12.3
3	5	10	7	6	9	2	3	7	7	6	6	3	3	4	6	3	1				121	26.0
										4	7	5	4	10	6	1					37	34.2
													2	3	3	1					9	35.6
3	5	10	7	6	9	2	3	7	7	10	14	8	9	17	15	5	1				259	21.2
																					9	3.3
															1						2	26.0
			1								1			1	1						5	29.7
									2			1									3	31.0
			1						2		1	1		1	2						19	17.0
																					32	4.3
																					29	9.2
1																					17	14.6
4	6	5	7	7	5	5	4	5	2	3	2	6	5		3	2	3	3			116	25.0
								2		1	2	2			1						8	32.0
								1	1			2		2	1						7	33.2
5	6	5	7	7	5	5	4	8	3	4	4	10	5	2	5	2	3	3			209	19.3
																					22	4.3
												1									19	11.3
																					14	13.4
1	2	4	6	2	1		2	2	2			2	1		2	1					37	25.0
											1		2	1		2					6	34.9
1	2	4	6	2	1		2	2	2		1	3	3	1	2	3					98	16.6

第7表

給 料 表 別 、 学 歴 別 、

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別、性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,272	% 58.4	人 321	% 5.7	人 2,008	% 35.8
公 安 職		2,258	59.4	45	1.2	1,496	39.4
教 育 職 (高 校 等)		3,914	95.8	100	2.4	72	1.8
教 育 職 (中・小)		6,031	97.8	137	2.2		
研 究 職		235	90.7	15	5.8	9	3.5
医 療 職 (医 師 等)		19	100.0				
医 療 職 (薬 剤 師 等)		177	84.7	32	15.3		
医 療 職 (保 健 師 等)		92	93.9	6	6.1		
合 計		15,998	79.0	656	3.2	3,585	17.7
性 別	男	9,492	59.3	237	36.1	2,517	70.2
	女	6,506	40.7	419	63.9	1,068	29.8

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
2	0.0	5,603	100.0	3,473	62.0	2,130	38.0
		3,799	100.0	3,340	87.9	459	12.1
		4,086	100.0	2,372	58.1	1,714	41.9
		6,168	100.0	2,780	45.1	3,388	54.9
		259	100.0	177	68.3	82	31.7
		19	100.0	12	63.2	7	36.8
		209	100.0	86	41.1	123	58.9
		98	100.0	7	7.1	91	92.9
2	0.0	20,241	100.0	12,247	60.5	7,994	39.5
1	50.0	12,247	60.5				
1	50.0	7,994	39.5				

第8表

給料表別、扶養手当の支給額

区 分	扶 養 手 当 受給職員数		
		子 (13,000円)	父母等 (6,500円) (行政職給料表8級相当職員にあつては3,500円。 行政職給料表9級以上相当職員に対しては支給しない。)
行 政 職	1,699 人	2,733 人	102 人
公 安 職	2,009	3,777	20
教 育 職 (高 校 等)	1,438	2,475	59
教 育 職 (中・小)	1,722	2,830	81
研 究 職	78	121	2
医 療 職 (医 師 等)	8	13	
医 療 職 (薬 剤 師 等)	54	91	2
医 療 職 (保 健 師 等)	14	26	
計	7,022 人	12,066 人	266 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.60 人	0.01 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

区別扶養親族数

合 計	満16歳の年度初め から満22歳の年度 末までの子 (5,000円加算)	扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
2,835 人	970 人	3,904 人	5,603 人
3,797	797	1,790	3,799
2,534	870	2,648	4,086
2,911	840	4,446	6,168
123	51	181	259
13	4	11	19
93	25	155	209
26	4	84	98
12,332 人	3,561 人	13,219 人	20,241 人
0.61 人	0.18 人		

親族数である。

第9表

給 料 表 別 住 居 手

給 料 表 居住区分	住 居 手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円未満	11,000円以上 27,000円未満	27,000円以上	計	11,000円未満	11,000円以上 27,000円未満	27,000円以上	計
行政職	人	人 1	人 5	人 6	人 1	人 556	人 1,108	人 1,665
公安職		6	1	7		212	469	681
教育職(高校等)		3	1	4	1	407	813	1,221
教育職(中・小)					1	844	1,132	1,977
研究職					1	27	63	91
医療職(医師等)						2	5	7
医療職(薬剤師等)						18	32	50
医療職(保健師等)						7	22	29
合 計		10	7	17	4	2,073	3,644	5,721
割 合(%)				0.1				28.3
平均手当支給額	24,518円				25,601円			

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合が

当 支 給 額 等 の 状 況

当 受 給 職 員 数									住居手当 非受給 職 員 数	合 計
借 家 (公 営)				下 宿 (賄 付)				合 計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	1	2					1,673	3,930	5,603
								688	3,111	3,799
	2		2					1,227	2,859	4,086
	2		2					1,979	4,189	6,168
								91	168	259
								7	12	19
								50	159	209
								29	69	98
	5	1	6					5,744	14,497	20,241
								28.4	71.6	100.0
19,900円								25,592円		

ある。

第10表

給料表別、通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別、通勤方法別職員数

通勤方法 給料表	通勤手当受			
	交通機関等 利用者	交通用具使用者		
		自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
行政職	人 2,517	人 115	人 33	人 1,869
公安職	849	91	111	1,930
教育職(高校等)	186	29	8	3,417
教育職(中・小)	58	6	2	5,671
研究職	29	7	2	185
医療職(医師等)	8			4
医療職(薬剤師等)	71	2		90
医療職(保健師等)	25			50
合 計	3,743	250	156	13,216

構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	20.4	1.4	0.9	72.2
	全 職 員 (%)	18.5	1.2	0.8	65.3

(注) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

勤 手 当 支 給 額 等 の 状 況

給 職 員 数				通勤手当 非 受 給 職 員 数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者			計		
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車			
人	人	人	人	人	人
103	5	360	5,002	601	5,603
58	7	120	3,166	633	3,799
16	2	156	3,814	272	4,086
4		52	5,793	375	6,168
2		17	242	17	259
		1	13	6	19
3		26	192	17	209
2		8	85	13	98
188	14	740	18,307	1,934	20,241
1.0	0.1	4.0	100.0		
0.9	0.1	3.7	90.4	9.6	100.0

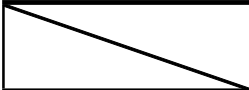
第10表

その2 通勤方法別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受給職員平均手当支給額

通 勤 方 法 等 区 分		通 勤 手 当		
		交 通 機 関 等 者 交 利 通 用	交 通 用 具 使 用	
			自 転 車 等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手 当 受 給 職 員 数		人 3,743	人 250	人 156
受給職員平均手当支給額		円 15,409		
距 離 段 階 別	10km未満		人 244	人 92
	10km以上 20km未満		6	56
	20km以上 30km未満			8
	30km以上 40km未満			
	40km以上 50km未満			
	50km以上 60km未満			
	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上 90km未満			
	90km以上 100km未満			
	100km以上			
	計		250	156
受給職員平均手当支給額			円 2,500	円 5,628
受給職員平均手当支給額合計		円 15,409	円 2,500	円 5,628

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

受 給 職 員 数 及 び 支 給 額

者	交通機関等と交通用具との併用者			計
普 通 自 動 車	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
人 13,216	人 188	人 14	人 740	人 18,307
	円 17,631	円 18,174	円 28,486	円 17,572
人 4,921	人 188	人 14	人 374	人 5,833
4,420			60	4,542
2,040			12	2,060
1,230			6	1,236
435			61	496
109			98	207
25			68	93
26			34	60
4			17	21
3			6	9
3			4	7
13,216	188	14	740	14,564
円 11,517	円 1,026	円 2,200	円 19,245	円 11,548
円 11,517	円 18,657	円 20,374	円 47,731	円 12,376

第11表

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 154	人	人	人	人 102	人 46	人 6	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)	214	8	206									
教育職(中・小)	194		194									
研究職	14		5		9							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	9				8	1						
医療職(保健師等)	4				1	3						
合 計	589	8	405		120	50	6					

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 40	人	人	人	人 33	人 3	人 4	人	人	人	人	人
公安職	104					28	76					
教育職(高校等)	10		10									
教育職(中・小)	96		96									
研究職	4		3		1							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	1				1							
医療職(保健師等)	1				1							
合 計	256		109		36	31	80					

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 68	人 1	人 66	人	人	人 1	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)												
合計	68	1	66			1						

第2部 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された 869 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記 3（1）に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により 25 層に層化し、これらの層から 219 事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完了したものが 179 事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが 6 事業所、調査不能なものが 34 事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた 213 事業所に占める調査完了率は 84.0%であった。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係（令和8年4月新卒採用の従業員）の 18 職種 537 人（このうち行政職に相当する調査実人員 518 人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の 58 職種 8,284 人（このうち行政職に相当する調査実人員 7,565 人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 54,944 人であり、このうち、行政職に相当するものは 45,468 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表

産業別、規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人
産業計	事業所 179	事業所 29	事業所 12	事業所 38	事業所 34	事業所 66
農業、林業	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	21	2	4	6	5	4
製造業	49	9	3	6	8	23
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0	0	0
情報通信業	10	2	0	1	1	6
運輸業、郵便業	21	3	1	4	5	8
卸売業、小売業	18	2	3	6	3	4
金融業、保険業	4	1	0	2	1	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	8	0	0	3	0	5
宿泊業、 飲食サービス業	4	0	0	0	1	3
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業	8	0	0	2	3	3
医療、福祉	15	0	1	3	3	8
複合サービス業	7	6	0	0	1	0
サービス業	13	3	0	5	3	2

(注) 抽出した県内219事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が40あったため、179事業所の調査となった。

第14表

職 種 別、学 歴 別、企 業 規 模 別 初 任 給

職 種		学 歴	初 任 給 月 額		
			企業規模計 平 均	企業規模 500人以上	企業規模100人 以上500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	235,761円 [230,610円]	239,852円 [233,873円]	223,743円 [212,996円]
		短大卒	206,578円 [177,864円]	208,364円 [177,501円]	※ 197,251円 [*]
		高校卒	197,534円 [186,710円]	209,079円 [186,383円]	※ 179,426円 [188,132円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	256,062円 [234,872円]	269,232円 [250,242円]	233,388円 [217,543円]
		短大卒	234,881円 [203,591円]	247,064円 [215,630円]	219,785円 [193,435円]
		高校卒	212,870円 [206,144円]	215,712円 [213,290円]	199,633円 [190,686円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	246,363円 [232,958円]	253,984円 [240,988円]	229,652円 [216,649円]
		短大卒	218,442円 [191,999円]	220,842円 [190,684円]	212,287円 [192,931円]
		高校卒	205,982円 [198,207円]	213,212円 [201,418円]	186,654円 [189,862円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 319,984円 ※ [281,667円]	※ 334,175円 [—]	※ 296,333円 ※ [281,667円]
	準 新 卒 医 師	大学卒	— ※ [433,087円]	— ※ [433,087円]	— [—]
	準 新 卒 薬 剤 師	大学卒	— ※ [230,878円]	— ※ [230,878円]	— [—]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大学卒	— ※ [218,418円]	— ※ [218,418円]	— [—]
		養成所卒	— [*]	— [*]	— [—]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	— ※ [181,424円]	— ※ [181,424円]	— [—]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	※ 271,100円 [220,014円]	※ 271,100円 [220,844円]	— [*]

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

4 []内は、昨年の調査の結果である。

5 「—」は、調査実績なしを示す。

第15表

民 間 に お け る

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和8年4月 平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
事務・技術関係職種	支 店 長	16 人	54.6 歳	895,155 円	19,100 円
	工 場 長	7	56.0	713,407	0
	事 務 部 長	242	52.7	684,095	2,002
	技 術 部 長	170	53.0	746,443	12,543
	事 務 部 次 長	142	52.4	672,205	2,793
	技 術 部 次 長	88	51.8	627,276	1,311
	事 務 課 長	508	49.6	655,514	13,049
	技 術 課 長	411	49.4	640,478	15,306
	事務課長代理	176	47.4	474,155	27,475
	技術課長代理	49	49.4	489,366	33,738
	事 務 係 長	607	43.5	539,812	73,366
	技 術 係 長	422	46.8	584,566	102,094
	事 務 主 任	468	41.1	423,744	52,561
	技 術 主 任	442	42.8	507,707	94,962
	事 務 係 員	2,153	36.4	370,245	46,794
	技 術 係 員	1,664	34.1	382,609	63,208

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜

平均給与額等

(A)－(B)	備 考		対応級
876,055	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
713,407		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
682,093		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
733,900			行政職7級、8級
669,412		上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
625,965		中間職(部長－課長間)	行政職7級、8級
642,465		2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級、8級 企業規模100人以上500人未満
625,172			行政職5級、6級
446,680		上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級、6級 企業規模100人以上500人未満
455,628		職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4級
466,446		係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級、4級 企業規模100人以上500人未満
482,472			行政職3級
371,183		係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級、4級) 企業規模100人以上500人未満
412,745		係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級(一部は3級)
323,451			行政職1級
319,401			

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和8年4月 平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	13 人	60.4 歳	698,444 円	711 円
	大 学 教 授	74	58.6	741,853	46,431
	大 学 准 教 授	57	53.0	722,342	132,782
	大 学 講 師	41	48.8	733,037	140,812
	大 学 助 教	25	46.8	711,975	153,883
	高等学校校長	—	—	—	—
	高等学校教頭	4	59.8	636,316	0
	高等学校教諭	44	46.5	483,874	26,112
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—
	研究部(課)長	7	49.0	593,360	13,986
	研究室(係)長	16	44.6	571,282	88,723
	主 任 研 究 員	23	46.6	496,093	74,284
	研 究 員	23	33.8	367,618	50,838
	研 究 補 助 員	—	—	—	—

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「-」は、調査実績なしを示す。

	備 考
(A)－(B)	
697,733 円	
695,422	
589,560	
592,225	
558,092	
—	
636,316	
457,762	
—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
579,374	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
482,559	構成員3人以上の室(係)の長
421,809	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
316,780	
—	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職種		給与額等	調査実人員	平均年齢	令和8年4月平均支給額	
					きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
医療関係職種	病 院 長	*	人	歳	円	円
	副 院 長	*				
	医 科 長	6		53.4	1,223,949	113,885
	医 師	17		43.1	1,169,084	81,169
	歯 科 医 師	*		*	*	*
	薬 局 長	3		52.7	554,831	31,905
	薬 剤 師	22		42.4	458,617	61,963
	診療放射線技師	30		45.7	442,095	58,944
	臨床検査技師	32		43.9	413,271	57,793
	栄 養 士	13		41.0	335,577	15,958
	理学療法士	34		37.2	358,832	24,644
	作業療法士	17		38.9	374,400	28,622
	総看護師長	3		58.1	551,673	0
	看護師長	47		46.9	461,931	46,080
	看護師	142		31.9	362,551	44,453
	准看護師	22		46.3	324,340	49,418
技能労務関係職種	電話交換手	—		—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—		—	—	—
	守 衛	—		—	—	—
	用 務 員	*		*	*	*

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合であり、「-」は、調査実績なしを示す。

	備 考
(A)－(B)	
円	部下に医師又は歯科医師5人以上
*	
*	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
1,110,064	部下に医師又は歯科医師1人以上
1,087,915	
*	
522,926	部下に薬剤師2人以上
396,654	
383,151	
355,478	
319,619	
334,188	
345,778	
551,673	部下に看護師長5人以上
415,851	部下に看護師又は准看護師5人以上
318,098	
274,922	
	見習、外国語の電話交換手を除く。
—	
—	
—	
*	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職 種		給与額等	調査実人員	平均年齢	令和8年4月平均支給額	
					きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
事務・技術関係職種	支 店 長	人	*	歳	円	円
	工 場 長		—	—	—	—
	事 務 部 長	8	66.3	458,734	1,520	
	技 術 部 長	3	62.1	519,275	0	
	事 務 部 次 長	*	*	*	*	
	技 術 部 次 長	—	—	—	—	
	事 務 課 長	7	62.2	713,962	176	
	技 術 課 長	26	62.2	769,323	160	
	事務課長代理	2	63.0	311,059	2,309	
	技術課長代理	—	—	—	—	
	事 務 係 長	*	*	*	*	
	技 術 係 長	—	—	—	—	
	事 務 主 任	3	63.0	373,640	47,468	
	技 術 主 任	5	62.1	433,518	50,195	
	事 務 係 員	255	62.5	298,898	14,100	
技 術 係 員	164	62.2	355,179	35,538		

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合であり、「-」は、調査実績なしを示す。

平 均 給 与 額 等

	備 考
(A)－(B)	
円 ＊	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
457,214	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
519,275	
＊	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
—	
713,786	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
769,163	
308,750	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
—	
＊	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
—	
326,172	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
383,323	
284,798	
319,641	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目		区分	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		292,534円
	上半期 (A2)		305,563円
特別給の支給額	下半期 (B1)		542,105円
	上半期 (B2)		559,739円
特別給の支給割合	下半期 $\left\{ \frac{B1}{A1} \right\}$		1.85月分
	上半期 $\left\{ \frac{B2}{A2} \right\}$		1.83月分
年間の支給割合			3.68月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	76.8%
支給しない	23.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	22,000円以上 23,000円未満

第19表

民間における転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：％)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
93.4	78.2	61.5	6.6

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
 2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

第20表

民間における転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位：％)

							帰宅費用を 支給しない
帰宅費用を 支給する	年間支給回数						
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
78.2	(9.9)	(38.7)	(10.1)	(21.6)	(19.8)	20.3回	21.8

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
 2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。
 3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第21表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
57.2	42.8	51.5	48.5	50.0	50.0

第22表

民 間 に お け る 定 年 制 の 状 況
(単位：%)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.6	63.0	36.6	0.4

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表

定 年 年 齢 を 60 歳 から 引 き 上 げ た 事 業 所 に お け る
一 定 年 齢 到 達 を 理 由 と し た 給 与 減 額 の 状 況
(単位：%)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	55.3	30.6	44.7
非 管 理 職	46.7	33.1	53.3

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（次表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表

定 年 年 齢 を 60 歳 から 引 き 上 げ た 事 業 所 の う ち 、 60 歳 で 給 与 を
減 額 し て い る 事 業 所 に お け る 60 歳 を 超 え る 従 業 員 の 年 間 給 与 水 準
(単位：%)

課 長 級	非 管 理 職
77.0	78.4

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第3部 生計費関係資料

第25表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,124	50,391	62,348	74,306	86,263
住 居 関 係 費	35,119	45,497	39,237	32,980	26,724
被 服 ・ 履 物 費	4,056	4,490	6,268	8,046	9,825
雑 費 I	26,410	33,067	45,824	58,582	71,340
雑 費 II	7,646	14,748	17,241	19,734	22,227
合 計	101,355	148,193	170,918	193,648	216,379

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和8年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(令和8年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食 料 費		食料
住 居 関 係 費		住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費		被服及び履物
雑 費 I		保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II		その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第26表

労働経済

年 月				令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
項 目										
物 価	消費者物価指数 （総合）		全 国	前 年 同 月 比 （ % ）	3.6	3.5	3.3	3.1	2.7	2.9
			仙台市	前 年 同 月 比 （ % ）	3.9	3.8	3.6	3.6	3.5	3.3
	国内企業物価指数 （ 全国 ）		前 年 同 月 比 （ % ）	3.9	3.1	2.8	2.5	2.6	2.8	
生 計 費 出	消 費 支 出	二人以上の世帯	全 国	金 額 （ 円 ）	325,717	316,085	295,419	305,694	313,977	303,214
				前 年 同 月 比 （ % ）	4.0	8.9	5.2	5.1	5.5	5.3
		仙台市	金 額 （ 円 ）	260,331	278,494	335,357	304,098	308,442	251,947	
			前 年 同 月 比 （ % ）	△ 25.5	△ 11.4	14.4	12.0	14.0	△ 11.7	
	二人以上の世帯 のうち勤労者世帯	全 国	金 額 （ 円 ）	363,182	351,466	323,202	338,900	347,325	339,762	
			前 年 同 月 比 （ % ）	5.3	10.3	7.7	8.4	9.0	10.2	
		仙台市	金 額 （ 円 ）	287,427	321,937	384,393	337,330	332,250	270,510	
			前 年 同 月 比 （ % ）	△ 12.8	△ 1.2	24.7	14.7	7.0	△ 21.2	
雇 用 ・ 生 産	常 用 雇 用 指 数 （30人以上調査産業計・全国）			前 年 同 月 比 （ % ）	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	完 全 失 業 率			全 国 （ % ）	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6
	有 効 求 人 倍 率			全 国 （ 倍 ）	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20
				宮城県 （ 倍 ）	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15
	鉱工業生産指数	全 国	前 年 同 月 比 （ % ）	△ 0.7	△ 2.9	3.4	△ 1.5	△ 3.3	2.2	
		宮城県	前 年 同 月 比 （ % ）	△ 4.2	△ 10.2	4.4	△ 2.6	△ 1.3	4.8	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」、「鉱工業生産指数」の前年同月比は令和2年＝100とした指数を
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

指 標 (そ の 1)

10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調 査 機 関
3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5	1.7	総 務 省
3.2	3.0	2.1	1.4	1.5	1.4	1.7	1.8	2.2	
2.7	2.7	2.4	2.4	2.1	2.9	5.4	6.6	7.3	日 本 銀 行
306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	320,345	290,886	総 務 省 (家計調査)
0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0	1.3	△ 1.5	
290,765	302,376	309,687	300,487	297,399	300,365	279,920	302,693	326,549	
△ 7.6	5.6	△ 2.5	3.0	△ 9.6	△ 3.9	7.5	8.7	△ 2.6	
338,977	350,349	374,127	334,790	319,797	374,892	364,781	353,443	310,420	
3.5	10.7	△ 1.3	1.0	1.9	△ 2.1	0.4	0.6	△ 4.0	
317,774	298,593	332,792	303,175	357,822	326,555	307,038	320,742	308,128	
△ 11.9	△ 2.9	△ 7.1	△ 8.0	△ 9.2	△ 9.2	6.8	△ 0.4	△ 19.8	
0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	厚 生 省 労 働 省 (毎月勤労 統計調査)
2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	総 務 省 (労 働 力 調 査)
1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	厚 生 省 労 働 省 (一般職業 紹介状況)
1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	1.13	
0.1	△ 4.2	0.9	0.7	0.4	2.4	2.0	△ 2.1	4.2	経 産 省 産 業 省
△ 2.7	△ 5.6	△ 3.6	0.2	0.4	△ 3.4	△ 2.9	△ 2.3	13.2	

基礎としている。

第26表

労働経済

年 月				令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月		
項 目											
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)		全 国	金 額 (円)	323,962	321,399	324,349	324,962	322,452	323,860	
				前 年 同 月 比 (%)	2.3	2.0	2.3	2.4	2.0	2.3	
			宮城県	金 額 (円)	301,794	302,058	305,942	307,712	302,687	297,102	
				前 年 同 月 比 (%)	3.0	3.6	3.8	3.9	4.4	2.8	
	所定内給与（ 30人以上調査産業計）		全 国	常 用 労働者	金 額 (円)	298,405	296,908	299,777	299,529	297,808	299,570
					前 年 同 月 比 (%)	2.4	2.1	2.3	2.2	2.2	2.4
			一 般 労働者	金 額 (円)	358,881	355,995	360,040	359,202	357,567	360,159	
					前 年 同 月 比 (%)	3.1	2.5	3.1	2.6	2.6	2.9
			宮城県	常 用 労働者	金 額 (円)	278,289	279,312	283,000	284,975	279,532	275,325
					前 年 同 月 比 (%)	3.7	4.5	4.6	4.7	5.4	3.6
			一 般 労働者	金 額 (円)	332,103	333,294	337,069	339,177	334,161	331,656	
					前 年 同 月 比 (%)	4.9	6.0	6.1	5.9	5.3	4.1
	総 実 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)				全 国 (時間)	145.4	140.5	145.2	148.8	135.2	139.9
					宮 城 県 (時間)	149.8	145.6	149.3	151.2	137.8	143.4
	所 定 外 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)				全 国 (時間)	12.0	11.3	11.3	11.6	10.6	11.4
					宮 城 県 (時間)	11.9	11.1	11.4	11.3	9.9	11.0

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。また、「所定内給与」
2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス
門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家
く)〕のことをいう。
3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。
4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よ

指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
328,155	326,666	327,349	324,326	325,671	329,333	336,689	332,509	336,400	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0	3.5	3.7	
306,629	307,223	307,508	305,814	304,679	305,019	323,868	316,098	315,055	
3.7	5.3	5.4	5.9	4.7	4.1	7.3	4.6	3.0	
301,952	300,261	301,411	299,243	300,032	303,269	309,459	306,951	310,738	
2.9	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7	3.4	3.7	
361,472	360,357	361,546	361,145	363,027	366,455	371,774	368,974	373,284	
2.8	2.5	2.5	3.4	3.8	4.0	3.6	3.6	3.7	
282,525	282,162	283,882	281,066	279,271	279,023	295,469	290,578	290,003	
4.3	6.2	6.6	5.4	3.9	3.1	6.2	4.0	2.5	
335,388	336,257	338,942	329,852	328,244	327,240	345,703	337,922	344,879	
4.8	5.2	6.0	3.4	1.3	1.1	4.1	1.4	2.3	
147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8	135.2	145.4	
150.6	142.3	144.0	140.7	137.2	146.1	153.3	141.3	149.9	
12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2	11.1	11.5	
11.3	11.7	11.5	11.3	11.4	13.1	13.3	12.0	11.9	

与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専
事サービス業を除く」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除

り短い者)を除いた労働者をいう。